

建設業サポートブック

～経営改革や新分野進出に取り組むために～



石川県

はじめに

本県の建設業は、社会資本整備や住宅の建設の担い手としてだけでなく、地域の雇用を支えるうえでも基幹的な役割を果たしています。

昨年は東日本大震災や台風により極めて多くの人命と道路や河川などの社会基盤をはじめとする膨大な資産が失われるという大惨事に見舞われました。

本県においても、平成19年の「能登半島地震」や平成20年の「浅野川流域豪雨災害」など度重なる災害に遭遇していますが、その都度、建設業の皆さんに早期の復旧活動を行っていただき、安全・安心の観点からも、地域の建設業への期待は非常に大きいものと考えております。

しかしながら、公共事業を取り巻く環境は大変厳しく、本県の建設業においては、市場規模の縮小と受注競争の激化に伴い、厳しい経営環境にあると認識しています。

県では、国の公共事業予算が引き続き削減される中、主体的に取り組むことができる補助事業や単独事業について、防災対策を促進するなど積極的に事業量を確保し、地域経済の下支えを図ることとしています。

また、建設業の安定した経営基盤の確立に向けて、あらゆる相談にワンストップで対応する「建設業サポートデスク」をはじめ、経営コンサルタントを無料で派遣する専門家派遣事業など、きめ細かな施策を展開し、建設業の活力再生を支援しています。

この「建設業サポートブック」では、建設業における経営戦略や新分野進出事例のほか、県の支援施策等をわかりやすく紹介してあります。

建設業の皆さんにとって、今後の経営戦略の策定・実行や、支援施策の活用にあたって、本冊子がお役に立てば幸いです。

平成24年6月

石川県土木部長

鈴木 研司

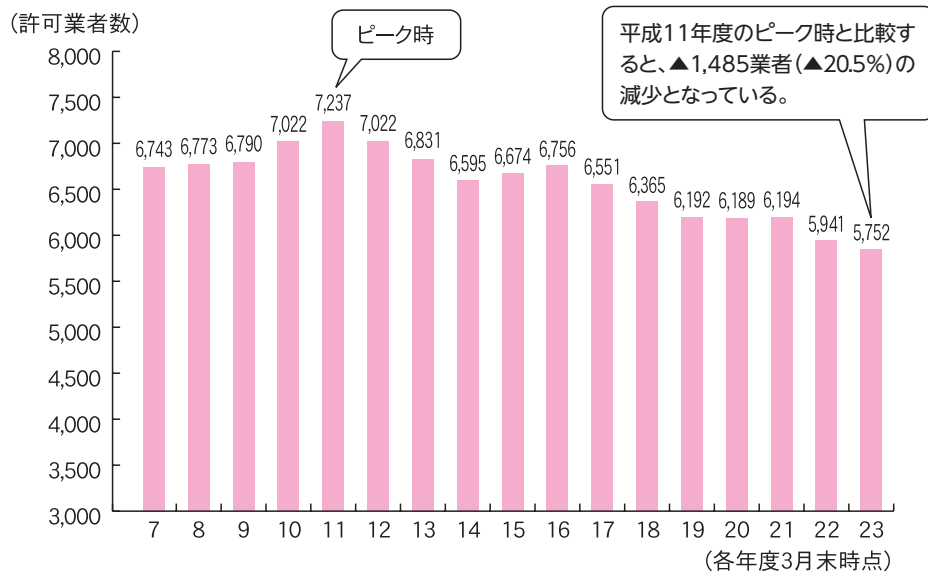
建設業サポートブック 目次

石川県内の建設業許可業者数と 石川県の投資的経費（予算）の推移について ……	3
---	---

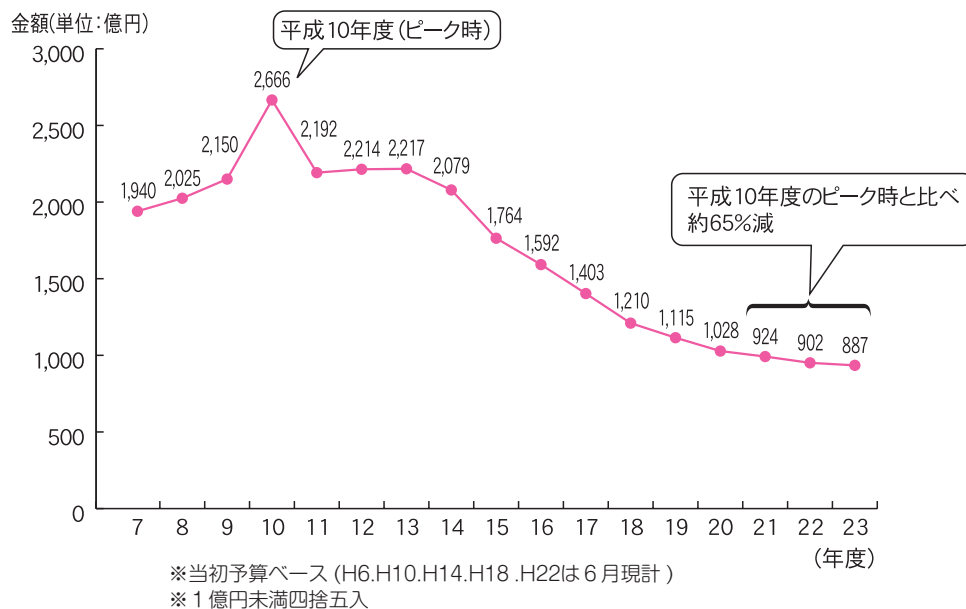
第 1 章 自社の経営を見直す	
1 経営戦略 ……	4
2 財務分析 ……	15
第 2 章 建設業者の新分野進出事例集 ……	19
第 3 章 分野・ステップ別支援施策集 ……	40
第 4 章 元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項 ……	67
第 5 章 各種連絡先 ……	71

石川県内の建設業許可業者数と 石川県の投資的経費（予算）の推移について

(1) 石川県の建設業許可業者の推移



(2) 石川県の投資的経費（予算）の推移



本県の投資的経費（予算）は平成10年をピークとして減少傾向が続き、近年は約65%減となっており、他方、本県の建設業許可業者数はピーク時の20.5%減にとどまっていることから、建設業を取り巻く環境は極めて厳しいことがうかがわれます。

第1章

自社の経営を見直す

建設投資の急速な減少、またそれに伴う過剰供給構造など、建設業者をとりまく環境は大きく変化し、特に公共工事に対する依存度が高い建設業者にとっては、厳しい経営環境となっています。そのような中で、多くの建設業の経営者からは、“危機感はあるがどのようなことをすればよいか分からない”といった声が聞かれます。

そこで、この章では経営戦略策定の方法の一例を紹介します。今一度自社の経営を見直し、今後の進むべき方向を決めるための参考としてください。

1 経営戦略

■ 経営戦略とは？

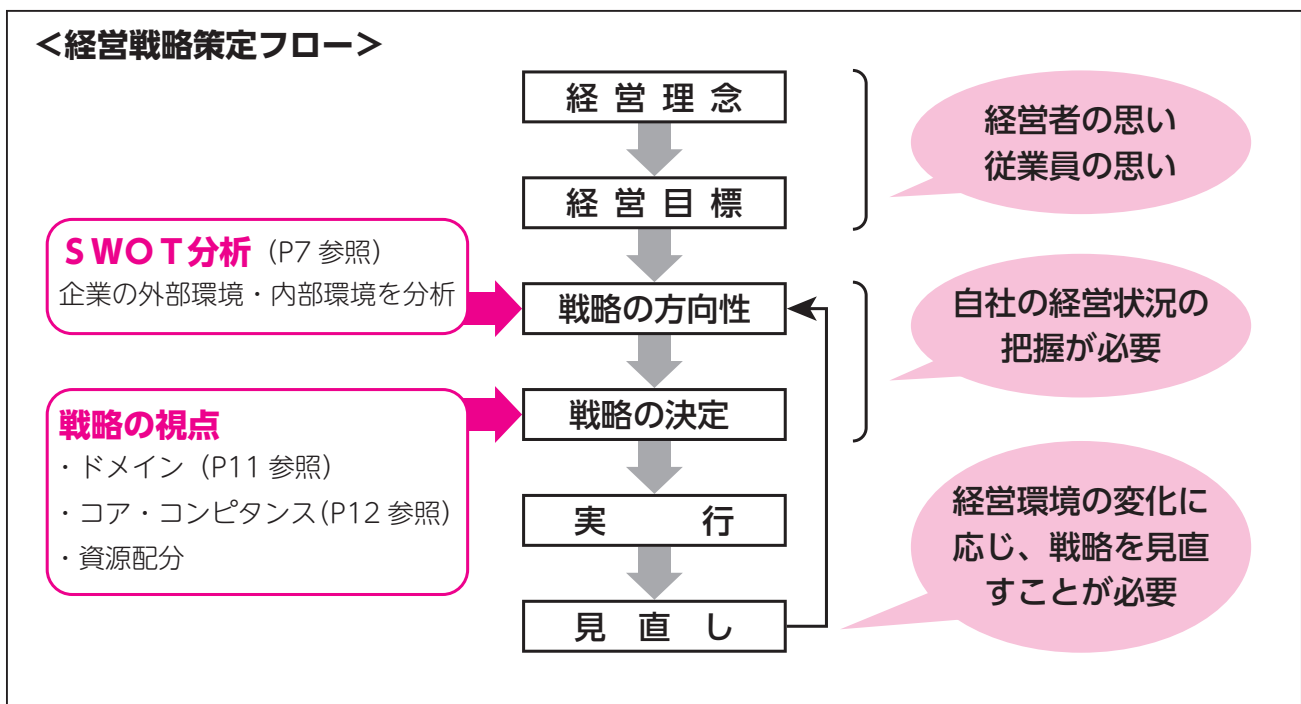
経営戦略には、さまざまな定義がありますが、簡単に言えば「企業の将来目標を定め、その目標達成に向け、企業と経営環境との関わり方を示したものであり、企業での意思決定の指針となるもの」です。

■ なぜ、経営戦略が必要なのか？

現在、「行き当たりばったり」や「その場しのぎ」の経営を行っていないでしょうか。建設投資が右肩上がりであった時代には、通用したかもしれません。しかし、厳しい経営環境を迎えている現在において、そのような経営意識では社内外の信頼や協力は得にくく、企業の存続自体が危うくなりかねません。

そこで、現在直面している経営環境や自社の経営状況を客観的に把握・分析し、経営戦略を策定する必要があります。また、経営戦略を示すことにより、目指すべき目標に向かい、従業員の意思統一を図ることができます。

では、実際に以下のフローに従い、経営戦略を策定してみましょう。



① 経営理念を確認しましょう

経営理念とは、経営者もしくは企業における抽象的・理想的な目的、哲学、理想、価値観、行動指針といった基本的な考え方で、経営活動の拠り所、原点となるものです。

◎ポイント

- ・経営者のみならず、従業員全員が共有する行動指針となりますので、分かりやすく、なじみやすいものにしましょう。
- ・すでに、社是・社訓や企業スローガンとして掲げている場合も、現在の経営環境とかけ離れたものであれば、見直しをしてください。

- 【例】**
- ・自然との調和をめざした環境企業
 - ・インフラ整備のみならず、文化・環境活動を通じた地域社会への貢献
 - ・子どもに誇れる建設業
 - ・安全安心を提供し、信頼・感謝される企業
 - ・時代を先取りし、技術を磨き続ける企業

では、下に経営理念を書き出してみましょう！

② 経営目標の設定をしましょう

経営目標とは、経営理念のもとで将来望ましいと考えるビジョンや構想を示したものであり、その実現に向かって企業経営が行われることとなります。

具体的な経営目標としては、「定量的な目標」と「定性的な目標」があります。

◇ 定量的な目標・・・売上高、営業利益、経常利益、売上高営業利益率 など

◇ 定性的な目標・・・技術力の向上、新分野への進出、雇用の維持 など

具 体 例

- ◇ 定量的な目標
 - ・ 来年度までに売上高〇〇〇円を達成する
 - ・ 3年後には売上高営業利益率〇%を達成する
- ◇ 定性的な目標
 - ・ 5年以内に地域における住宅建築のシェアNo.1を達成する
 - ・ 3年以内に新たな技術の開発を行う
 - ・ 従業員の雇いを維持する

●ポイント

- ・ 達成不可能な目標ではなく、相当の努力により現実に達成できる目標を設定することで、社員のやる気向上を図りましょう。
- ・ 社員の実感・達成感を得るため、定性的な目標のみならず、必ず定量的な目標を設定します。
- ・ 定量的な目標を定めるにあたっては、単なる願望ではなく、根拠ある数値とすることが重要です。
- ・ 各目標を設定する場合には、必ずいつまでに達成するか期限を定めましょう。
- ・ 易しすぎる目標では、達成したときの効果は小さく、満足度も低いものになってしまいます。

では、下に経営理念を書き出してみましょう！

<定量的目標>

<定性的目標>

③ 戦略の方向性を検討しましょう

経営戦略の基本的な方向性を決定するにあたって、現在直面している、又は将来予測される外部環境と自社の有する経営資源などの内部環境について分析を行います。その際には、SWOT分析を活用します。

SWOT分析とは、企業の外部環境と、自社の強みと弱みを結びつけた分析を行うものです。具体的には、自社の強み（Strengths）と弱み（Weaknesses）を認識し、また外部環境における機会（Opportunities）と脅威（Threats）を明らかにし、適切な経営戦略を決定します。

（i）外部環境の分析

外部環境は、自社の力ではどうすることもできないものであり、以下のような視点で分析を行います。検討する際には、以下の具体例等を参考にしてください。

具体例

政治的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律（規制） ・ 税制 ・ 政府の方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅瑕疵担保履行法の施行 ・ 農地法の改正 ・ 住宅ローンの減税制度 ・ 公共投資の削減 ・ エコポイント制度
経済的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景気の動向 ・ 国際情勢 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利、為替などの動向 ・ 原油価格の動向 ・ 中国を中心とするアジア経済の活性化
社会的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口動態 ・ 流行、ライフスタイル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化 ・ 団塊世代のリタイア ・ 国際化 ・ 環境志向 ・ 健康志向 ・ 本物志向
技術的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな技術 ・ IT化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな技術を活用した代替品 ・ IT技術の進化
顧客（市場）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の数、構成 ・ 購買行動の特徴 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット購買者の増加 ・ ニーズの多様化 ・ アフターメンテナンスの重視
競合他社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競合他社の参入状況 ・ 競合相手との比較 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競合他社の参入、撤退状況 ・ 競合他社との戦略・財務状況などの比較を行うことで、自社の強み、弱みを把握
地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性 ・ 地域の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブランド（特産物） ・ 観光資源 ・ 耕作放棄地 ・ 過疎化 ・ 交流人口の動向

(ii) 内部環境の分析

内部環境の分析では、自社の有する経営資源について分析を行います。検討する際には、以下の具体例等を参考にしてください。

ヒ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊技術を有す従業員 ・余剰労働力（繁閑期） ・高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経験、調理師資格などを有する従業員 ・毎冬期に余剰労働力が発生 ・技術者の高齢化 ・後継者の不在
モ ノ	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休資産 ・設備・機械 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社倉庫を使用していない ・最新の機械を保有している
カ ネ	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金 ・資金調達の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金に余裕がある ・金融機関等からの資金調達が可能
ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の得意技術 ・企画開発力 	<ul style="list-style-type: none"> ・他に負けない専門特化した得意技術を有する ・企画力を活かし、提案型営業を行っている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド ・情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブランド ・建設工事での看板力 ・独自のネットワークを持ち、情報収集力がある

◎ポイント

- ・自社の経営資源を見直す場合、経営者からの視点だけでは、気づかない点もあります。そのため、従業員からの視点や、社外からの視点（専門家の意見）なども活用しましょう。これまで気づかなかった思わぬ自社の強みに気づくかもしれません。自社にとっての当たり前が、他では特別かもしれません。
- ・自社の内部環境の特徴を把握する場合、同業他社などと比較することも重要です。そうすることで、自社固有の特徴が浮き彫りになることがあります。

(iii) 把握した外部環境・内部環境の「機会／脅威」「強み／弱み」への振り分け

- ・外部環境は、「機会」と「脅威」に振り分けます。
 - ⇒ 自社にとってチャンスとなる場合は「機会」として把握します。「脅威」はその逆です。
- ・内部環境は、「弱み」と「強み」に振り分けます。
 - ⇒ 他社と比較し、優れている場合は「強み」として把握します。「弱み」はその逆です。

外部環境の「機会」「脅威」と内部環境の「強み」「弱み」を組み合わせることにより、自社の進むべき方向性が示唆されます。

組合せ	対応	
機会：強み	機会を活用し、自社の強みを活かすことができる分野であり、自社にとって最も適した環境です。	
機会：弱み	弱みを克服できるのであれば、機会を活用することができるかを検討しましょう。	
脅威：強み	強みがある場合は、脅威を克服することが可能であるかを検討します。しかし、脅威は、自社の力ではどうすることもできないものであるため、一般的に回避すべき方向であるといえます。	基本的に競争企業の参入が少ないため、一部事業に特化した専門・差別化戦略を取ることも有効です。
脅威：弱み		具体的には、以下を検討しましょう。 ・計画的な撤退、転換 ・事業の譲渡

SWOT分析の具体例

<各環境要因の把握とSWOTへの振り分け>

	プラス要因	マイナス要因
外部環境	O 機会 ・住宅エコポイントの創設 ・農地法改正（農業参入の規制緩和）	T 脅威 ・新築住宅着工件数の減少 ・地域の過疎・高齢化
内部環境	S 強み ・地域トップクラスの建築技術 ・企画提案型の営業力 ・農業経験を有する従業員	W 弱み ・技術職員の高齢化 ・利活用できる余剰資産がない

<SWOTの組み合わせによる分析>

【機会】住宅エコポイントの創設 【強み】地域トップクラスの建築技術	住宅版エコポイントを活用したエコ住宅の新築、エコリフォームへの特化
【機会】農地法改正（農業参入の規制緩和） 【強み】農業経験を有する従業員	農業分野への進出
【機会】農地法改正（農業参入の規制緩和） 【弱み】利活用できる余剰資産がない	農業参入に必要な資産を地域の協力を得ることで取得（耕作放棄地、農機具の借用）するとともに、建設機械を活用することで、【弱み】を克服
【脅威】新築住宅着工件数の減少 【強み】企画提案型の営業力	企画提案型の営業力という【強み】を活かし、新築住宅の企画提案型の営業を行うことで受注を確保し【脅威】を克服

◎ポイント

- ・中小企業では経営資源に一定の限りがあります。そのため、できる限り「脅威」を避け、「機会」を活用し、自社の持っている「強み」を活かすことが重要です。
- ・自社の経営資源のみならず、他社との連携などにより、外部の力を活用し、自社の経営資源を補うことも有効です。

では、下に自社の外部環境・内部環境を書き出し、組み合わせによる分析を行っていきましょう！

<各環境要因の把握とSWOTへの振り分け>

	プラス要因	マイナス要因
外部環境	O 機会	T 脅威
内部環境	S 強み	W 弱み

<SWOTの組み合わせによる分析>

	O (機会)	T (脅威)
S (強み)	OS <積極的攻勢>	TS <差別化戦略>
W (弱み)	OW <弱みの克服・改善>	TW <計画的撤退・転換>

④ 戦略を策定してみましょう

SWOT分析により、おぼろげながら、自社の進むべき方向性、戦略案が見えた場合は、具体的な戦略を策定・選択することになります。その際には、以下の3つの視点から検討します。

(i) ドメイン

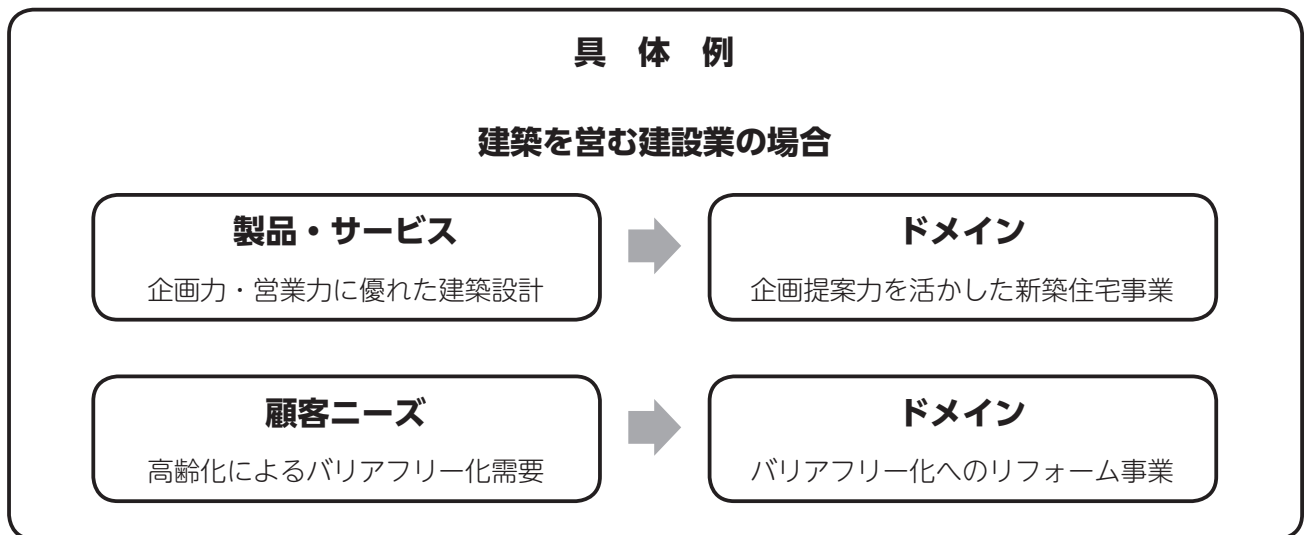
ドメインとは、企業が経営活動を展開する領域のことです。なお、ドメインを定義する場合は次の2つの視点から行いましょう。

◎ 製品・サービスからの視点

自社の有している製品・サービスの優れた点や特徴を効果的に発揮できる事業を選択します。

◎ 顧客ニーズからの視点

顧客を性質別にグループ化し、一定のグループに的を絞った事業を選択します。



◎ポイント

- ・自社の「強み」を効果的に発揮できる事業領域を選択しましょう。
- ・ドメインの設定が広すぎる場合、経営資源が分散してしまうおそれがあります。反対に狭すぎると、顧客ニーズに適合していくことができません。
- ・常に自社の「強み」を意識し、また、市場ニーズの変化にも機敏に反応するなど、柔軟にドメインを変更することも必要となります。

(ii) コア・コンピタンス

コア・コンピタンスとは、顧客に対して提供する自社の能力のうち、他社が真似できない、その企業ならではの中核的な能力のことです。自社の強みとして売上に寄与しているコア・コンピタンスに対しては、経営資源を継続的に投資する必要があります。そうした長期間にわたる継続的な強化・改善を経ることで、コア・コンピタンスは構築されます。

●ポイント

- ・コア・コンピタンスとは、自社が提供している商品やサービスそのものではなく、顧客が対価を支払っている自社の提供する機能です。
＜例＞ 美容室 × 髪をカットすること
⇒サービスそのものはコア・コンピタンスではありません。
 - 髪をカットする技術
 - サービスを受けることで得る快適さ
- ・自社の常識は、他社の非常識である場合があります。そのため、コア・コンピタンスを設定する場合には、外部から意見を聞くことも重要です。
- ・市場環境の変化に応じて、コア・コンピタンスの見直しや新たな能力開発が必要となります。

(iii) 資源配分

ドメインにおいて、自社の経営資源の配分パターンを最適化することが求められます。そのためには、自社の経営資源を十分に把握することは言うまでもありません。また、複数の事業を行っている企業においては、個々の事業のみならず、全社的な視点に立ち、事業間の最適な資源配分を考えることも重要です。

●ポイント

- ・自社のコア・コンピタンスを意識し、それを中心として資源配分を行きましょう。
- ・コア・コンピタンス以外の分野については、アウトソーシングなど外部資源を活用し、コア・コンピタンスへの効率的な資源配分を検討してみましょう。



限られた自社の経営資源を効率よくコア・コンピタンスに配分することで、ドメインにおいて、持続的な競争優位を築くことが重要です。

では、思いついた戦略案について、それぞれドメイン、コア・コンピタンス、そのために必要な経営資源を書き出してみましょう！

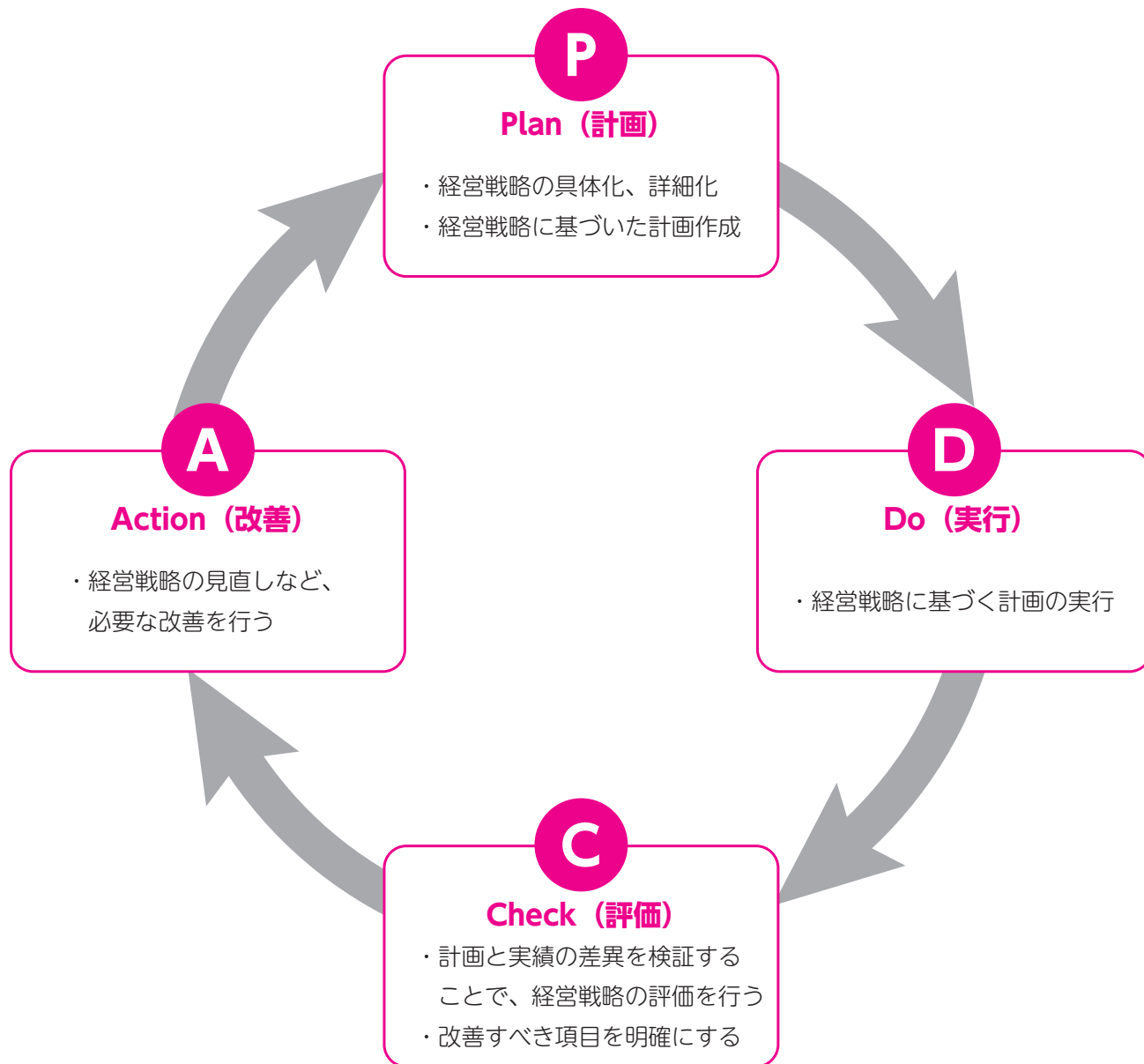
経営戦略	ドメイン	コア・コンピタンス	経営資源
[例] 高齢者向けのバリアフリー化へのリフォーム事業	高齢化が進む地域での住宅リフォーム事業	企画提案能力を含めた高い建築（設計）技術	企画提案能力・営業力を有する優秀な技術者
[案1]			
[案2]			
[案3]			

※ 経営戦略の立案にあたっては、全社的な視点で行うことが重要です。複数の事業を行っている場合は、各事業ごとにSWOT分析を行い、それぞれのドメイン、コア・コンピタンス、経営資源の配分を検討しましょう。

⑤ 戦略の実行・見直し

経営戦略が策定されたことにより、その戦略に従い、経営目標の達成に向け、事業に邁進することになります。決して経営戦略の策定がゴールではありません。

以下の、PDCAサイクルを活用し、常に戦略の見直しを図ることが必要です。



◎ポイント

- ・ 漠然と経営戦略を実施するのではなく、経営目標で想定した期間終了後、または、長中期の計画、年度計画といった形で実行している場合は、当該期間終了後に、これまでの実績を評価するとともに、評価に応じて経営戦略の見直しを行いましょう。
- ・ 予定よりも早期に経営目標を達成できた場合も、新たな経営目標を設定するとともに、経営戦略の見直しを行いましょう。

2 財務分析

自社の経営を見直すにあたり、SWOT分析の内部環境分析において、「ヒト・モノ・カネ」を中心に分析をしましたが、ここでは、特に「カネ」つまり、自社の財務内容をあらためて、確認してみましょう。

たとえ、どんなに素晴らしい経営戦略を描いたとしても、それを実行できなければ、絵に描いたモチに過ぎません。自社の財務内容を正しく認識し、それに見合った、事業計画・資金計画を立案することで、経営目標の達成に向けた安定した経営を行うことができます。

また、すべての経営活動は財務に集約されます。経営活動と財務の関係を適切に把握することにより、コスト意識が高まることでしょう。

では、簡易な財務指標を用いて、自社の財務内容を分析してみましょう。

① 事前準備

財務分析にあたっては、自社の経年分析や同業他社との比較など期間による時系列比較や、競合他社（業界の平均値、ライバル企業）との比較が必要となります。そのため、以下のデータを用意し、比較・分析することにより、自社の強み・弱みを把握しましょう。

<用意するデータ>

- ◇ 自社の財務諸表（最低3期分）
工事原価や販売費・一般管理費の内訳がある場合は、より詳細に分析が可能です。
- ◇ 同業他社の財務諸表や、業界の財務指標の平均値など
同業他社の平均値などと比較することにより、自社の特徴が明らかになります。
他に、ライバル企業などの財務諸表を入手し、比較することも有益です。

●ポイント

- ・適正な財務諸表を用意しましょう。粉飾決算は論外です。
⇒ 粉飾決算を行っている場合、真の財政状況がつかめず、自社の抱えている問題が明らかとなりません。単なる問題の先送りに過ぎず、気づいたときには手遅れとなってしまいます。
- ・時価評価できるものについては、できる限り時価評価を行い、適正な資産価値を把握しましょう。
回収見込みのない売掛金（完成工事未収金）等がある場合も、適正な実態金額で把握します。
- ・同業他社の平均値については、中小企業庁「中小企業実態基本調査」等を活用しましょう。

② 収益性

● 売上高営業利益率

売上高に対する営業利益の比率。営業利益は、製品・商品の収益力及び販売・管理活動を総合的に勘案した指標です。

この率が高いほど、会社の営業活動での収益力が高いことを示しています。

[計算式] 営業利益 ÷ 売上高 × 100 (%)

[業界平均] 1.0%

◎ポイント

・最も基本となる指標です。本業での利益が確保されているかを確認しましょう。

● 売上高一般管理費率

売上高に対する販売費及び一般管理費の比率。販売費及び一般管理費は、販売業務・管理業務にかかる費用です。

この率が低いほど、販売業務・管理業務での効率性が高いこととなります。

[計算式] 販売費及び一般管理費 ÷ 売上高 × 100 (%)

[業界平均] 19.0%

◎ポイント

・売上高一般管理費率が増加している場合は、各項目別に分析し、何が原因であるかを確認しましょう。

● 売上高経常利益率

売上高に対する経常利益の比率。経常利益は、営業利益に受取利息配当金などの営業外収益を加え、支払利息等の営業外費用を引いたものです。

この率が高いほど、会社の通常の状態での、営業活動と財務活動を通しての経常的な収益力が高いことを示しています。

[計算式] 経常利益 ÷ 売上高 × 100 (%)

[業界平均] 1.2%

◎ポイント

・売上高経常利益率が、経年比較、業界平均比較の結果、低い傾向にある場合、借入金の利子負担が増加している場合が多い傾向にあります。

③ 安全性

● 自己資本比率

総資本に対する自己資本の比率。自己資本とは、企業に出資された資本及び企業が過去に獲得した利益のうち配当せず社内留保した部分から構成されるため、将来返済するという性質のものではありません。

この率が高いほど、企業が調達した総資本に占める自己資本の割合が高いことになり、倒産の可能性は低くなると考えられます。

[計算式] 自己資本 ÷ 総資本 × 100 (%)

[業界平均] 34.5%

◎ポイント

- ・悪化の原因としては、借入金や買掛金など、負債の増加傾向が考えられます。増資、内部留保の増大、また調達した資金による負債の圧縮により改善を検討しましょう。

● 流動比率

流動負債に対する流動資産の比率。流動資産は、営業取引において取得した資産など1年以内に現金化される資産です。

この率が高いほど緊急の資金需要にも対応できる反面、流動比率が高すぎると資産が効率的に活用されていない可能性も考えられます。

[計算式] 流動資産 ÷ 流動負債 × 100 (%)

[業界平均] 158.0%

◎ポイント

- ・流動比率を算出するにあたっては、棚卸資産（未成工事支出金）について、代金の回収が見込めないものなどを過大に計上していないかを確認しましょう。
- ・遊休固定資産を有する場合、売却等により現金化を図ることで、改善が可能です。
- ・増資等により、流動資産（現金、預金）を増加させることも検討しましょう。

④ 効率性

● 総資本回転率

総資本に対する売上高の比率。売上高は企業が事業に投資をした総資本を回収する手段であり、企業が総資本をどの程度効率的に活用しているのかを判断するものとなります。

この率が高いほど総資本が効率的に活用されていることを示しています。

[計算式] 売上高 ÷ 総資本 (回)

[業界平均] 1.3 回

◎ポイント

- ・資本を増加させることが企業の目的ではなく、その資本を活用し、売上・利益を出すことが重要です (特に株主からは、この視点が重視されます)。

⑤ 成長性

● 売上高成長率

当期の売上高が前期に比べて、どのくらい伸びたかを示す指標。分析にあたっては、過去数年間の数値の変化に注目し、その推移により判断します。

[計算式] (当期売上高 ÷ 前期売上高 - 1) × 100 (%)

[業界平均] 8.3% 減

◎ポイント

- ・まずは、完成工事高がどのように推移しているかをおおまかに確認しましょう。
- ・完成工事高が減少している場合は、それに比例して工事原価を減少させ、一定の利益が確保されているかなどを確認しましょう。
- ・売上高成長率はただ高くなれば良いというものではありません。増加に併せて売上高一般管理費率も増加するなど、規模の拡大に伴い効率性が失われる事態も生じるため、バランスの取れた成長であるかをその他の指標で確認することも重要です。

※ 業界平均：中小企業庁「平成22年中小企業実態基本調査」：(平成21年度決算に基づく実績)

⑥ 財務分析支援ツール

財務分析にあたっては、以下のホームページにおいて、簡易な財務分析を無料で行うことができます。ぜひ、活用してみましょう。

● 「経営自己診断システム」 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

http://k-sindan.smrj.go.jp/crd/servlet/diagnosis.CRD_0100

自社の財務データを入力するだけで、即時に財務状況と経営危険度を把握できるシステムです。

第2章

建設業者の新分野進出事例集

過去に建設業サポートブックで紹介した新分野進出事例については、石川県土木部監理課のホームページで読むことができます。(http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/supportdesk/supportbook.html)
また、建設業者の先進的な取り組み事例の紹介については、建設業サポートデスクでも行なっています。(建設業サポートデスクのお問い合わせ先は P43 をご確認ください。)

掲載企業一覧

番号	概要	区分	企業名	掲載頁
1	醸造用ぶどうの栽培、農業を通じた体験型観光	農業	(株) OkuruSky	20
2	食品廃棄物のリサイクルによる肥料を活用した野菜栽培	農業	金剛建設(株)	22
3	地域農業の担い手を目指した稲作の実施	農業	(株)滝川組	24
4	もみ殻を加工した燃料等の製造	製造業	(有)中出設備工業	26
5	濁水や重金属汚染水を浄化する凝集剤の製造・販売	製造業	(株)摩郷	28
6	耕作放棄地を利用したわさび栽培	農業 製造・販売業	(有)松風産業	30
7	廃食油を利用したバイオディーゼル燃料の製造・販売	製造業	(株)山森工業	32
8	中山間地域におけるカボチャ等の栽培	農業	(有)松木産業	34
9	地元の地域活性化を目指した稲作の実施	農業	小路建設(株)	36
10	山林でのチップ用木材の伐採	林業	(有)能都左官	36

新分野進出後の成果と課題

1	昭和初期の商家を利用した飲食業	飲食業	アメニティコンダグツ(株)	37
2	休耕地を利用したジネンジョの栽培	農業	(株)上田組	38
3	防草効果を兼ね備えた緑化材（イワダレ草）の製造販売	環境	(株)田中建設	39

醸造用ぶどうの栽培、農業を通じた体験型観光

株式会社 OkuruSky

【会社概要】

代表者 代表取締役 村山 智一

所在地 石川県鳳珠郡穴水町字鹿波ハ1-1

資本金 500万円

従業員数 6名

事業内容 公共工事を中心とする土木工事業
直前決算期における完成工事高 13,441千円（税抜）

連絡先 TEL 0768-58-1522



ブドウ栽培の様子

【進出事業】

進出分野 農業

事業概要 醸造用ぶどうの栽培を軸に、「農」をキーワードとした体験型観光を行っており、穴水町指定管理施設の運営委託を受けている「穴水まいもん体験農園」、「ふるさと体験村四季の丘」（宿泊施設）を拠点に事業展開している。



収穫体験の様子

【新事業の体制】

中心人物 社長が中心となり、各部門の担当者が情報収集や事業計画を担当

組織・体制 「農業」「観光」「ライフサポート」の3部門で構成されている。

従業員数 2名

【進出経緯】

- H21.9 体験型観光への取り組みをスタート
- H23.2 認定農業者となる
- H23.4 宿泊施設『ふるさと体験村四季の丘』、『穴水まいもん体験農園』（穴水町）の指定管理者となる

【進出の詳細】

きっかけ

- ・能登空港建設事業に伴い、地域特産品として能登ワイン事業がスタートした。
- ・能登栗開拓パイロット農場の休耕地で社長の父親が個人的にブドウ栽培をはじめた。
- ・ブドウ栽培をきっかけに地域の産業として農業は欠かせないと感じた。
- ・農業参入し、体験型観光を絡めた事業モデルで地域の生業となる農業を目指したいと考えた。

進出時の課題と対応

- ・果樹栽培のノウハウ不足
→県内外のワイナリー視察を行なった。
海外での栽培経験者からの指導を受けた。

活用した経営資源

- ・能登栗パイロット事業の休耕地を活用。

重視した経営戦略

- ・当社が指定管理している農園（穴水まいもん体験農園）、宿泊施設（ふるさと体験村四季の丘）を拠点に、事業展開ができる。

取組み後の反省点

- ・知名度の不足。今後は情報発信にも力を入れて、私たちの取り組みを知っていただく必要があると思う。

販路

- ・醸造用ぶどうは能登ワイン株式会社へ販売。
- ・インターネットなどでワインを販売している。
- ・穴水まいもん体験農園で栽培した作物は主に農協へ出荷。規格外品等は直売や収穫体験で活用している。
- ・周辺の農地をはじめとする地域資源を活用した体験プログラムは県内外の学校や子ども会に販売している。またそれらのノウハウを、県内外の体験事業に関心のある方々への講座開設、人材育成プログラムを販売している。
- ・HPやフェイスブックなども活用し全国に販路を広げている。

進出の成果

- ・農業分野はもちろんのこと、様々な分野で協力者が増えた。

今後の展望

- ・「学」をキーワードに「農」を中心とした学習プログラムを展開し、長期にわたり「農」に携わることができるプログラムで成長の「場」と担い手の育成に貢献したい。
- ・農業体験＋野外スポーツを通して地域資源を活用するプログラムの人気が高い。今後も継続してエリア拡大していきたい。
- ・既存の農業から脱却し、このようなビジネスモデルを確立し集落再生を図りたい。

参考意見

弊社のような農地、自然、集落文化などを地域資源ととらえ活用する事業に重要なのは、「スタッフ」と「コンテンツ」です。農業も観光業も、いかにお客様の「Happy!」を具体的に提供できるかどうかです。


食品廃棄物のリサイクルによる肥料を活用した野菜栽培

金剛建設株式会社

【会社概要】

代表者	代表取締役 金岡 久夫	
所在地	石川県金沢市近岡町 834	
資本金	5,630 万円	
従業員数	23 名	
事業内容	公共工事を中心とする土木工事業 直前決算期における完成工事高 441,951 千円（税抜）	
連絡先	TEL 076-239-4959	キャベツ畑

【進出事業】

進出分野	農業	
事業概要	平成 21 年より農業を開始。当初は内灘町で農業を行っていたが、現在は圃場面積確保のため穴水町で耕作を行なっている。グループ会社で食品廃棄物をリサイクルした液肥を製造し、その液肥を使用した野菜栽培を行うことで、地域内での循環型有機農業のネットワークの形成に取り組んでいる。また、子どもへの食育活動（収穫体験など）も積極的に行なっている。	
		収穫体験の様子

【新事業の体制】

中心人物	社長及び役員が中心となり、情報収集や計画立案を担当。
組織・体制	アグリ事業部を設置し、専任の担当者（農業従事者）を 1 名雇用。食品リサイクル（液肥製造）についてはグループ会社が担当。
従業員数	4 名

【進出経緯】

- H19.4 農家から栽培指導を受け、小規模に耕作を実施
- H21.6 内灘町において農業を開始
- H22.12 耕作地を穴水町に移し、圃場を取得
- H23.4 耕作開始
- H24.4 圃場面積 12.0ha 拡大

【進出の詳細】

き っ か け	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全がメディアでも取り上げられるようになり、少しでも地域社会に寄与したく、農業に参入。 ・新鮮かつ安全・安心な野菜を提供し、これからの時代に対応していきたいと考えた。
進 出 時 の 課 題 と 対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な農地の確保 →平成23年に農地を内灘町（75a）から穴水町（3.2ha）に移し、拡大
活 用 し た 経 営 資 源	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事における圃場整備工事経験による農場の整備及び灌水 ・グループ会社の取引先等を利用した販路開拓
利 用 し た 公 的 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・いしかわ耕稼塾 ・穴水町 ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出交付金基金事業 ・耕作放棄地再生利用緊急対策（穴水町耕作放棄地対策協議会）
重 視 し た 経 営 戦 略	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な農産物の提供 ・自社の特殊肥料を使用し、糖度の高い野菜の提供 ・循環型農業による環境への配慮 ・食育活動を通じての地域コミュニケーションの確立
取 組 み 後 の 反 省 点	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の栽培において、天候・害虫・雑草対策と予備知識では計り知れない状況があるということが把握できていなかった。
販 路	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫した野菜は、液肥原料の食品廃棄物の回収元となる外食チェーンや給食センター等へ販売している。
進 出 の 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源を活用した民間による「食品リサイクル・ループ」に成功。地元食品メーカーとの共同でモデルづくりが達成され、地域社会へ大きく貢献しCO₂の削減も貢献した。
今 後 の 展 望	<ul style="list-style-type: none"> ・数年をかけて黒字化を目指したい。 ・ブランド化した野菜により、石川県から全国に発信できる農業を目指したい。 ・6次産業化を本格化する。
参 考 意 見	<p>農業基盤の形がどのようなものなのか、あるべき姿をしっかりとイメージする。計画通りには進まないが、計画的に取り組む。従業員との意志の疎通が最も重要。</p>


地域農業の担い手を目指した稲作の実施

株式会社滝川組

【会社概要】

代表者	代表取締役 瀧川 悟	 <p>田植え作業の様子</p>
所在地	石川県河北郡津幡町字舟橋 164	
資本金	1,000万円	
従業員数	6名	
事業内容	公共工事を中心とする土木工事業 直前決算期における完成工事高 112,764千円（税抜）	
連絡先	TEL 076-289-4751	

【進出事業】

進出分野	農業	 <p>出荷準備作業の様子</p>
事業概要	農地法の改正で企業としての農業参入が容易になったこともあり、建設業での余剰人員を活用し、米作りを中心に生産・販売を開始。農地は舟橋地区で当初6haで始め、現在13haの集積となった。	

【新事業の体制】

中心人物	社長が中心となり、農業経験のある担当者とともに取り組む。
組織・体制	農業部門を設立し、社長と農業部門担当者（新規雇用）で取り組む。繁忙期には建設業から人員を回す。
従業員数	2名

【進出経緯】

- H21.10 農地法改正を知り、県農林総合事務所へ相談。
- H22.2 津幡町より農業参入の認可を受ける。
- H22.6 県の建設業複業化支援プログラムの認定を受ける。
- H22.9 米の収穫、販売を行う。

【進出の詳細】

き っ かけ	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業一般において、仕事が少なくなった。 ・従業員の継続的雇用が難しくなった。 ・地域農業の担い手となり、農地荒廃を抑制するために農業へ進出。
進出時の課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・米作りの技術不足→県津幡農林事務所からの営農指導を受ける。 ・資金の不足→県の建設業複業化支援プログラムによる、意欲ある建設業新分野チャレンジ支援補助金を受けられた。(農業機械等の購入資金として利用) ・農地の集積→地元土地改良区とJAかほくからの斡旋を受けられた。
活用した経営資源	<ul style="list-style-type: none"> ・社長自身が長年農業に携わり、米作りのノウハウを持っていた。 ・RC造保冷庫築造などは、自社で建設し、低コストでできた。 ・農舎、農機具などは、社長個人のをを賃借して使用した。
利用した公的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県建設業複業化支援プログラム ・農業近代化資金
重視した経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の技術を活用し農地の整備を行い、効率化をはかる。 ・自社生産の米のブランド化し、自社販売を行う。 ・自社農産物の加工、販売を行う。
取り組み後の反省点	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年徐々に経営面積が多くなるので、施設・農器具などの設備が追いつかない。 ・農地の借り上げ費用が思ったより大きい。
販 路	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、JAかほくに80%、自社販売が20% ・品質管理向上の為、急遽保冷庫を築造した。
進出の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業複業化支援プログラムの補助金を活用し、地元から営農・販売の専属要員を雇用した。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・課題としては、米価の下落を懸念しているが、今後も農地の集積を図り、大規模で採算性の高い農業経営に近づけていきたい。
参 考 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・3～5年の事業計画を見通し、立案・実行を行い、販路の拡大・開拓が重要である。(独自のこだわりのある6次産業化を考える) ・受託されたほ場管理は、近隣とのコミュニケーションを図ることが肝心である。 ・年間を通して、農道・水路等の整備は地域と協働し進めていく事が必要である。

もみ殻を加工した燃料等の製造

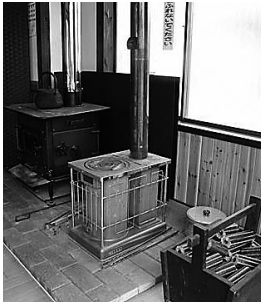
有限会社中出設備工業

【会社概要】

代表者	代表取締役 中出 正昭	
所在地	石川県七尾市矢田町 3-78-1	
資本金	1,000 万円	
従業員数	7 名	
事業内容	公共工事を中心とする管工事業 直前決算期における完成工事高 108,154 千円（税抜）	
連絡先	TEL 0767-53-0276	

もみ殻を使用した燃料

【進出事業】

進出分野	製造業	
事業概要	以前より所有していた破砕機を活用し、有効利用が困難なもみ殻を原料に、苗の培土や薪の代用となる成形燃料棒「モミガライト」を製造している。合わせて、山林で繁茂する孟宗竹も破砕・加工を行い、燃料や堆肥に加工し、販売している。	

ストーブ展示場

【新事業の体制】

中心人物	社長が中心となり、情報収集、事業計画を担当
組織・体制	社内に環境部門を設け、アルバイトを雇用し、事業を展開している。
従業員数	2 名

【進出経緯】

- H22.3 新規事業に着手
- H23.5 もみ殻を擦り潰すための設備を購入
ストーブの展示場も設置し、もみ殻加工品を中心に製造・販売を行う。

【進出の詳細】

きっかけ

- ・公共・民間とも工事の減少に危機感を抱き、新事業を検討
- ・破砕機を所有していたこと、また、建設業以外に環境に対する関心を持っていたことから、知人の紹介もあり、進出した。

進出時の課題と対応

- ・他に取り組んでいる者がいない分野であり、リスクが大きい

活用した経営資源

- ・当初より所有していた破砕機
- ・環境・エコに対する高い関心

利用した公的支援

- ・石川県建設業復興支援プログラム

重視した経営戦略

- ・経営面の安定、建設業の余剰人員の活用
- ・地元の資源を活用することにより、地域の環境に有益な活動を行う。

取り組み後の反省点

- ・販路について、十分な調査が必要であった。
- ・投資額の割に販売価格が安く、リスクが大きい。

販路

- ・インターネットを通じて全国へ向けて販売を行なっている。また、口コミによる購入もある。

進出の成果

- ・処分が厄介なもみ殻や竹を加工することにより、地域環境へ貢献できた。

今後の展望

- ・地元を中心に知名度を上げ、浸透させていきたい。
- ・緊急時・災害時の備蓄燃料として活用することをアピールしていく。


参考意見

- ・進出分野によっては投資に対する収益が少なく、進出分野を見極める必要がある。
- ・「地域のために貢献したい」などといった強い思いを持ち、取り組みが実を結ぶことに繋がれば良いと思う。

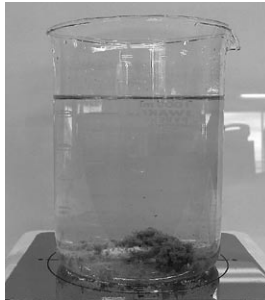
濁水や重金属汚染水を浄化する凝集剤の製造・販売

株式会社摩郷

【会社概要】

代表者	代表取締役 摩郷 則雄	
所在地	石川県鳳珠郡穴水町字大町口 27	
資本金	2,000 万円	
従業員数	29 名	
事業内容	公共工事を中心とする土木工事業 直前決算期における完成工事高 712,364 千円（税抜）	
連絡先	TEL 0768-52-0581	水処理設備

【進出事業】

進出分野	製造業	
事業概要	大学との共同研究により、凝集剤の製造・販売を行い、有害重金属に汚染された土壌や、濁水の浄化を行っている。	
		浄化の様子

【新事業の体制】

中心人物	常務が中心となり、海外・国内へ向け て営業展開を行なっている。
組織・体制	新規雇用と建設業からの配置換えで、 5 名体制で事業を立ち上げ。
従業員数	5 名

【進出経緯】

- H16 大学との凝集剤の共同研究を開始
- H21 当社独自の凝集剤「かわせみ」を開発
以後、多方面の水処理に活用
(土木工事における濁水処理
など)

【進出の詳細】

き っ かけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事予算削減の中、高性能の凝集剤と出会った。この凝集剤の更なる技術力向上のため金沢大学と共同研究を行い、水環境問題を改善することで地域貢献できる事業と考えている。 ・ 土壌汚染対策法の一部改正等により厳格化した重金属汚染対策や、公共工事等により発生する濁水処理対策等に事業展開を行う。
進 出 時 の 課 題 と 対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学分野の技術力不足→金沢大学との共同研究 ・ 市場ニーズの把握不足→営業 PR の中で、凝集剤に対する認識が薄く活用方法も理解されない。その中で、問題となっている排水を送っていただき、処理を行った結果を示し理解を訴えてきた。
活 用 し た 経 営 資 源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引企業からの「情報」を基に事業展開を行っている。
利 用 し た 公 的 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・ (財) 石川県産業創出支援機構 産業化資源活用等雇用創出支援委託事業 ・ 石川県 イノベーション (事業革新) 支援プログラム ・ 石川県建設業複業化支援プログラム など
重 視 し た 経 営 戦 略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題となっている汚染土壌や汚染水は各々条件が異なっている。その問題となっている排水をサンプリング・分析し、最適な配合及び使用量を提案するセミナー方式を取る。
取 組 み 後 の 反 省 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染土壌及び汚染水に対する市場認識が薄く、必要性和投資にギャップがあり、営業活動上難しい案件が多かった。
販 路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉛汚染土壌に関する重金属含有水 (鉛) の浄化、食品加工者の排水処理、公共工事に伴う濁水処理などをターゲットに、営業活動を行なっている。
進 出 の 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 射撃場跡地の鉛処理で発生した濁水の浄化や、小規模な土木工事における濁水処理の受注を獲得し、地元への環境の点での貢献もしている。
今 後 の 展 望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 九州の海苔加工場で発生する排水処理及び漉き水の再利用を行なう。 ・ 射撃場跡地の実績を踏まえて、全国の射撃場に営業展開を図る。 ・ 海水淡水化装置の前処理に活用 ・ 工所用濁水処理 ・ 有害重金属含有水の処理 ・ 湖沼等の閉鎖性水域の浄化
参 考 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投資から回収までを見込んだ長期的な事業計画を策定することが重要。 ・ マーケティングリサーチ等から、御客様目線で事業内容を考えることが大切。

耕作放棄地を利用したわさび栽培


有限会社松風産業

【会社概要】

代表者	取締役 風 一	
所在地	石川県白山市白峰イ 136-1	
資本金	2,000万円	
従業員数	5名	
事業内容	公共工事を中心とする造園工事業 直前決算期における完成工事高 93,664千円（税抜）	
連絡先	TEL 076-259-2262	

栽培施設内の様子

【進出事業】

進出分野	農業、製造・販売業	
事業概要	社長が先代から引き継いだ土地と借り上げた耕作放棄された土地を利用し、わさびを栽培。加工品も自社で製造し、地域の土産物として販売している。	

商品化したわさびドレッシング

【新事業の体制】

中心人物	社長が中心となり、事業計画の立案、栽培を担当した。
組織・体制	わさび田の整備は本業の従業員が行う一方、田の管理はアルバイトが、加工・販売は本業から配置換えした社員が担当している。
従業員数	2名

【進出経緯】

- H20.4 社内での農業参入可能性調査開始
- H21.9 いしかわ産業化資源活用ファンド 事業計画採択
- H22 わさび漬けを製造するなど、商品販売を本格的に開始
- H23.9 建設業複業化プログラム支援事業 事業計画採択
冬期出荷用栽培施設を建設・わさびドレッシングの商品化

【進出の詳細】

き っ かけ	<ul style="list-style-type: none"> ・建設不況により売上高が減少、経営状況が悪化したため、新分野への進出を検討 ・県の中山間地域振興室や建設業サポートデスク等での相談を経て、わさび栽培による農業参入を行うこととした。
進出時の課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培技術の不足→白山麓わさび生産振興会から技術指導を受けると共に県外先進地へ研修に行った。(静岡県・長野県) ・加工技術の不足→自社で専門家に依頼し、技術を習得。 ・販路開拓→(財)石川県産業創出支援機構をはじめ、商工会や県中小企業団体中央会から支援を受け現在販路を開拓中
活用した経営資源	<ul style="list-style-type: none"> ・わさび田の再整備には、建設業での技術や重機を活用した。 ・遊休資産であった土地に冬期出荷用栽培施設を自社で建設し、施設建設コストの削減を図った。
利用した公的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)石川県産業創出支援機構 いしかわ産業化支援活用推進ファンド ・石川県建設業複業化支援プログラム
重視した経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培したわさびを、生わさびとして販売するだけでなく、わさび漬けや、わさびドレッシングとして自社で加工し、より付加価値を高めて販売を行う。 ・加工品の材料は、今まであまり有効活用されていなかった、わさびの地上部(茎)や規格外品・小根を利用して、加工・販売を行うことにより、無駄の無い経営を目指した。
取組み後の反省点	<ul style="list-style-type: none"> ・販路の拡大は苦勞しながら行なっている。
販 路	<ul style="list-style-type: none"> ・現在はJAなどの産直施設、道の駅、個人商店などで販売中 ・当社わさび漬けは要冷蔵の商品であることを理由に、取扱いを断られたことが多かったことから、常温での保存が可能な加工品として、わさびドレッシングを商品化して販路拡大を図る予定。
進出の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・加工品の販売もまだ1年目で、大きく経営状況の改善に寄与しているとは言えないが、本業である建設業の閑散期・冬期の雇用の維持に役立っている。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の支援事業で商品開発を行ったわさびドレッシングを、新商品として市場に投入し、販路の拡大を図りたい。 ・今後も耕作放棄されたわさび田の再整備・植付を行い、栽培面積の拡大を図りたい。
参 考 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・新分野進出にあたって、新しい製品やサービスが売れるまでには、長い時間が必要となる。また、予想外の支出も発生する。新分野は本業以上に、資金繰りをしっかりと計画する必要がある。

廃食油を利用したバイオディーゼル燃料の製造・販売


株式会社山森工業

【会社概要】

代表者	代表取締役 山森 潤一	
所在地	石川県金沢市東蚊爪町 1-76-4	
資本金	4,600 万円	
従業員数	20 名	
事業内容	公共工事を中心とする建築工事業、管工事業 直前決算期における完成工事高 316,743 千円（税抜）	
連絡先	TEL 076-237-0460	

燃料製造設備

【進出事業】

進出分野	製造業	
事業概要	金沢市内を中心としてホテル・学校給食センター・料理店・弁当製造会社等から廃食油を回収し、自社の製造設備でバイオディーゼル燃料を製造している。製造した燃料は自社車両へ使用する一方、運送会社や重機会社へ販売している。	

給油施設

【新事業の体制】

中心人物	社内に当該事業を担当する環境事業部を設置し、チームリーダーが統括している。
組織・体制	本業からの配置換え 1 名、新規雇用 1 名。本業との兼務を含め、全体では 4 名体制で行なっている（統括管理・販売 1 名、廃油回収 2 名、事務 1 名）
従業員数	4 名

【進出経緯】

- H22.11 環境省の補助を受け、設備導入
- H23.4 設備の試運転を開始
- H23.7 燃料の販売を開始


【進出の詳細】

きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業を取巻く厳しい環境中で、当社が今後取り組む新規事業としてエネルギー分野が最も有望と判断した。 ・中でも、太陽光や風力よりもバイオディーゼルの事業が最も適応可能と考え、また新規雇用も発生するので、最も社会貢献が可能な事業として進出した。
進出時の課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料は全くの新規事業でノウハウがなかった。 →多くのバイオディーゼル燃料メーカーの実績や費用を考慮し、その検討に1年を費やした。 ・自社単独では資金調達が困難なため、公的補助を活用することになった。 →環境省の補助事業を活用
活用した経営資源	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業での工事経験を生かし、本事業の設備工事は全て自社で行った。 ・自社工場内の空きスペースをバイオディーゼル燃料室として改造した。
利用した公的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 エコ燃料利用促進補助事業 ・石川県建設業複業化支援プログラム
重視した経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・販売先に対し、工事車両や重機にバイオディーゼル燃料を利用することにより、施工上の利点（環境に配慮した創意工夫）をという点において、施工評価点のプラス材料になる点をアピールした。
取組み後の反省点	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料の一般的な認知度が低く、またバイオディーゼル燃料メーカーはまだまだ弱小なところが多く、メンテ体制が脆弱である。 ・冬季はどうしても軽油に切り替える会社が多いため、年間を通しての安定な製品を製造し、販売体制を確立することが必要である。 ・バイオディーゼル燃料給油施設が少ないため、普及にまだまだ時間がかかると思われる。
販路	<ul style="list-style-type: none"> ・当社取引先の運送会社、重機会社、金沢市、コープ
進出の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・売上は目標には達していないが、若干貢献はしている。 ・新規事業として1名採用し、雇用の創出を行った。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・国際情勢が緊迫していく中で、ガソリンや軽油の価格が大きく上昇していくと思われる。よってバイオディーゼル燃料の利用が増加していくと考えられる。 ・代替エネルギーとしては、温暖化防止策の最も有力な活用資源と思われる。
参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・原発事故や化石燃料の高騰で自然エネルギーが注目されており、建設業としてはこの分野が最も取り掛かり易いのではないかと。地域貢献、雇用創出、代替エネルギーの普及、地球温暖化ストップをモットーに全社一丸となって取り組んでいる。

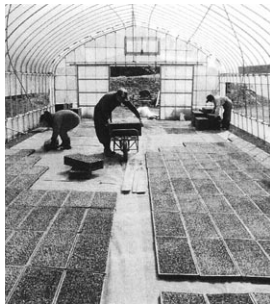
中山間地域におけるカボチャ等の栽培

有限会社松木産業

【会社概要】

代表者	代表取締役 松木 芳枝	 <p>農作業の様子</p>
所在地	石川県鳳珠郡能登町宮地 3-87	
資本金	500万円	
従業員数	6名	
事業内容	公共工事を中心とする土木工事業 直前決算期における完成工事高 28,202千円（税抜）	
連絡先	TEL 0768-67-2552	

【進出事業】

進出分野	農業	 <p>農作業の様子</p>
事業概要	平成22年に農業に進出し、能登町の瑞穂・豊ヶ丘地区、宮地地区においてカボチャやジャガイモといった作物を栽培している。自社の建設機械や人的資源を有効に活用し、農作業を行なっている。	

【新事業の体制】

中心人物	役員の1名が中心となり、情報収集、事業計画を担当。
組織・体制	新規雇用1名を含む2名が中心となって農業を行い、時期により建設業の従業員も農業に従事
従業員数	2名

【進出経緯】

- H22.6 耕作放棄地再生作業・土壌改良作業
- H23.4 営農定着（山菜・カボチャ・ジャガイモ・ナタネ等の栽培）
- H23.10 みょうが植栽

【進出の詳細】

<p>きっかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の減少、地域の住人の高齢化による稲作農家の減少、耕作放棄地の増加。 ・地域に根ざした建設業者として、地域を活性化し、かつ従業員の雇用を守るために農業に進出した。
<p>進出時の課題と対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の習得・栽培品目の選択 →技術については自家で農業を営んでいた者がカバーし、栽培品目は育てやすいことや労力がかからないことを基準にした。 ・販路の確保 →JAの協力により販売。
<p>活用した経営資源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の建設機械を利用するとともに、農機具の一部は地元農家の好意により共同使用できた。
<p>利用した公的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地再生利用緊急対策（能登町農業活性化協議会）
<p>重視した経営戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業で使用している機械・技術を活用し、効率化を図る。 ・地元農家と共同で考え、チャレンジしていく。
<p>取り組み後の反省点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品目によって、作付に必要な機械器具に不足があった。 ・人件費まで確保するのが困難。
<p>販路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所にて販売 ・規格外の野菜については、JAの協力を得て販売
<p>進出の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャガイモ4トン、カボチャ2トンの収量を達成。
<p>今後の展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地と離農者が増える中山間地域における農業参入のモデルケースとしていきたい。
<p>参考意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業は、年間を通じて農作物の世話をしていく根気が必要であるし、自然が相手という難しさもある。利益も大きく出るものではないので、建設工事のように、ある程度の期間で稼げるものではない、という認識が必要。

地元の地域活性化を目指した稲作の実施

小路建設株式会社

【会社概要】

代表者	代表取締役 小路 哲哉
所在地	石川県金沢市二俣町ハ 106
資本金	1,600 万円
従業員数	7 名



稲刈りの様子

事業内容

建設業の受注減少に伴い、売上と雇用の安定確保のために稲作を開始。当社の所在地である金沢市二俣町において、急激な過疎化・高齢化による耕作放棄地が目立つようになってきたため、有効な土地利用と地域活性化を目指している。農業進出にあたっては、農地の整備は自社の建設機械を活用して行った。有機栽培による質の高い米を販売していくとともに、今後は耕作面積を拡大したいと考えている。

連絡先

TEL 076-236-1101

山林でのチップ用木材の伐採

有限会社能都左官

【会社概要】

代表者	代表取締役 堂上 登
所在地	石川県鳳珠郡能登町字宮地 1-2
資本金	600 万円
従業員数	15 名



伐採・搬出作業の様子

事業内容

公共工事の減少への危機感から、雇用を守るために進出。建設業の仕事の少ない時期に、山林でチップ用木材を伐採・搬出し、加工会社へ販売している。進出にあたっては、自社所有の建設機械を活用する一方、山林所有者との交渉や、チェーンソーの資格取得などを行った。チップ材の単価下落の不安があるが、今後も従業員の雇用維持を第一に考え、取り組んでいきたいと考えている。

連絡先

TEL 0768-67-2534

新分野進出後の成果と課題

過去、建設業サポートブックにおいて進出事例を掲載した企業の近況を紹介します。

昭和初期の商家を利用した飲食業

アメニティコンダクツ株式会社

【会社概要】

代表者	代表取締役 宮城 忠司	所在地	石川県白山市千代野東 5-6-11
資本金	2,000万円	従業員数	5名
		連絡先	TEL 076-274-7330

進出経緯 進出当初の状況

- ・公共工事の減少への危機感から、他業種への転換を考えた。
- ・以前から金沢市の町家再生工事に携わっていたこともあり、平成18年に金沢市十間町の昭和初期建築の商家建物を購入。平成19年から土産物店を営業、平成22年には飲食店として改装し、地物新鮮素材を利用した金沢料理を提供している。
- ・地物新鮮素材を使用した金沢料理の提供、昭和初期の町家建築美といった魅力を全面に出し、観光客・地元客を誘致。女性客をターゲットとした快適性の追求、旅行代理店との提携によるツアー観光客の誘致に取り組むなどの積極的な努力により、集客を図っている。

取り組みの 成果

- ・差別化を図る工夫をし、店の魅力をアピールした。
- (例)・会席料理による大人数での宴会ができることをアピール。
 - ・料理の価格帯を企業の催し物に使いやすいものに設定し、集客。
 - ・掛軸・置物・花活けなどの装飾にも力を入れ、料理以外の面でも楽しんでもらう。
- 売上及び粗利益は昨年比で25%程度の向上を達成
- ・飲食店は現金商売のため、資金繰りが改善した。



おせち料理にも
取り組んでいる

現在直面 している課題

- ・安定した集客の確保（地元客・リピート客など）、粗利益の向上
 - ・音楽会などの催し物を開催し、集客に繋げる。
 - ・料理内容の充実。特にランチメニューは労を厭わず品質の高い料理の提供を心がけ、集客に繋がるよう努めている。
- ・新たな商品・サービスの提供
 - ・弁当の販売を開始
 - ・弁当の販路は模索中であるが、部活動の大会などへの配達などにより、販路の開拓を目指す。
 - ・また、企業への宴会出張サービスに取り組むことも目標としている。

これから新分野進出を目指す企業へのアドバイス

5～6年の赤字は覚悟の上で、その間の研究と努力を惜みせず、我慢と忍耐が必要。また、資金面での体力をしっかりと準備しておくことが必要。

こんな将来像を目指します！

経常利益を確保し、給与や福利厚生の充実など、従業員の待遇を平均以上のものとしていきたい。



音楽会の様子

新分野進出後の成果と課題

過去、建設業サポートブックにおいて進出事例を掲載した企業の近況を紹介します。

休耕地を利用したジネンジョの栽培

株式会社上田組

【会社概要】

代表者	代表取締役 尾形 成雄	所在地	石川県輪島市小伊勢町下島田 13-1
資本金	2,000万円	従業員数	21名
		連絡先	TEL 0768-22-0118

進出経緯 進出当初の状況

- ・本業の土木工事業の伸び悩みにより、農業への着手を決意。
- ・天然のジネンジョは収穫に時間が掛かり、安定的な供給が出来ていないため、手軽に味わえる栽培物のジネンジョを販売することとした。
- ・休耕地を活用し、建設機械の活用による省力化を図りながら栽培している。

取り組みの 成果

- ・栽培している土地が肥沃なため、天然ものと同品質のジネンジョを栽培することができた。
- ・肥料を自家製で造っているため、無農薬で栽培し、安心・安全な物を提供することができる。味についても、天然ものより灰汁が少なく、土の香りがよくする上質なジネンジョを栽培している。



収穫されたジネンジョ

現在直面 している課題

- ・安定した販売量、販売ルート確保
 - 地元の料亭・旅館・そば店と取引を開始し、取扱量の増大や早期予約による安定的な販売量の確保を行なっている。
 - ・取引先銀行から紹介を受けた販売先に試供品の提供を行うなどのアプローチを行い、更なる販路の拡大を図る。
- ・付加価値のある商品による、販売量と単価の確保
 - ジネンジョをすりおろして真空パックにした時、保存期間をどれくらい設定できるかなど、加工した場合の食品衛生上の研究・検討を重ねている。
 - ・漬物やアイスなど試作品を計画。また、海草（天草）とジネンジョを入れた豆腐を試作するなど、加工品の新商品の開発を行なっている。

これから新分野進出を目指す企業へのアドバイス

現状、労多くして実少なしというところであり、他社へアドバイスができる状況ではないが、最悪でも生産原価を確保できるか検討し、参入決断をすることが必要。

こんな将来像を目指します！

山芋を知らない方や、知っていても食べたことの無い方に山芋を食べてもらい、美味しさを知ってもらいたい。また、山芋栽培を通じて人づくりや地域に貢献できる企業を目指したいと考えている。



農作業の様子

新分野進出後の成果と課題

過去、建設業サポートブックにおいて進出事例を掲載した企業の近況を紹介します。

防草効果を兼ね備えた緑化材（イワダレ草）の製造販売

株式会社田中建設

【会社概要】

代表者	代表取締役 田中 均	所在地	石川県能美市上清水町タ 70-1
資本金	3,000万円	従業員数	17名
連絡先	TEL 0761-51-7880		

進出経緯 進出当初の状況

- ・道路や河川の法面等の雑草を抑制することにより、公共工事のコスト縮減に貢献できることや、浄水汚泥のリサイクル等により循環型社会の推進に貢献できると考え、防草土や緑化材の製造を開始。
- ・以前より防草土の製造・販売に取り組んでいたが、平成17年より緑化材の開発を開始。平成21年には、防草土と防草土でも生育可能なヒメイワダレ草を組み合わせ、防草と緑化の機能を兼ね備える緑化材を商品化。

取り組みの 成果

- ・廃棄物のリサイクル事業と緑化事業を取り入れることにより、建設業から環境改善提案企業としてのイメージアップが出来た。
- ・公共、民間の受注を問わず、環境対策を提案する事により事業の幅が広がった。
- ・当社の提案した「カキ殻からの生石灰製造」が七尾市のカキ殻利用施設整備事業として採択され、平成25年からプラントの建設から生石灰の製造までを行うことになった。



緑化材は子どもの遊び場としても活用

現在直面 している課題

- ・ヒメイワダレ草が各地で生産され、価格競争に陥ることになった。
 - 雑草抑制効果のある防草土にも対応できる専用の苗を製造。他社製品との差別化を行なっている。
- ・付加価値の高い新商品の開発
 - 工事の埋戻し材として製造・販売してきた改良土につき、本年5月に新たにプラントを建設。北陸では他にない粒状改良土を製造し、北陸の雨・雪等の気候にも対応できる商品を出荷。
 - ・ヒメイワダレ草と防草シート（生分解シート）による新たな工法を試作。
 - ・大学との連携により、100%廃棄物（カキ殻＋廃石膏ボード＋浄水汚泥＋珪藻土）による固化材の開発を目指す。

これから新分野進出を目指す企業へのアドバイス

- ・研究・開発・販売等は国、県の補助金を活用し、準備をして実行されると良い。
- ・他社に先駆けて、新分野を行うと後発の企業が追いかけてくる。絶えず自社の特徴を出すための研究及び開発が必要となります。

こんな将来像を目指します！

環境・自然を対象にした事業展開を行い、環境対応型企業として建設業と農業が融和した企業を目指したい。



環境ボランティアにも参画

第3章

分野・ステップ別支援施策集

		着想・発端	調査・計画
農林業		(相談) (2) 農業参入サポートデスク P44	
		(相談、その他) (7) 農業人材マッチング推進事業 P49	
製造・販売業	(1) 建設業サポートデスク P42	(相談、その他) (9) 地産地消サポートデスク P51	(相談、その他) (8) いしかわ耕稼塾運営事業 P50
			(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援
環境・リサイクル			(相談) (11) 企業ドック制度 P53
			(相談、助成、その他) (17) いしかわ産業化資源
介護・福祉			(相談、助成、その他) (23) いしかわ里山創成
			(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援
			(相談) (11) 企業ドック制度 P53
			(相談、助成、その他) (17) いしかわ産業化資源
			(相談、助成、その他) (23) いしかわ里山創成
			(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援
			(相談) (11) 企業ドック制度 P53
			(相談、助成、その他) (17) いしかわ産業化資源
			(相談) (24) 介護保険制度の事業者指定 (居宅)
			(相談) (25) 認可外保育施設の開設に関する相談
			(相談) (26) 障害福祉サービス事業所の開設に

事業実施	定着・拡大
(相談) (2) 農業参入サポートデスク P44	
(相談、その他) (7) 農業人材マッチング推進事業 P49	
(相談、その他) (9) 地産地消サポートデスク P51	
(相談、その他) (8) いしかわ耕稼塾運営事業 P50	
プログラム P52	
(相談) (11) 企業ドック制度 P53	
活用推進ファンド P60	
ファンド P64	
(助成) (3) たくましい担い手経営育成事業 P45	
(融資、助成) (4) 経営体育成支援事業 P46	
(融資) (5) 農業近代化資金 P47	
(融資) (6) 経営体育成強化資金 P48	
(相談、その他) (9) 地産地消サポートデスク P51	
プログラム P52	
(相談) (11) 企業ドック制度 P53	
活用推進ファンド P60	
ファンド P64	
(融資) (12) 経営革新等支援融資 P54	
(融資) (13) 地域商工業活性化融資 P55	
(融資) (14) 事業転換支援融資 P56	
(融資) (15)、(16) 経営安定支援融資 P57～59	
(相談、融資、助成、その他) (18) 中小企業地域資源活用プログラム P61	
プログラム P52	
(相談) (11) 企業ドック制度 P53	
活用推進ファンド P60	
ファンド P64	
(融資) (12) 経営革新等支援融資 P54	
(融資) (13) 地域商工業活性化融資 P55	
(融資) (14) 事業転換支援融資 P56	
(融資) (15)、(16) 経営安定支援融資 P57～59	
(融資) (19) 石川県環境保全資金融資制度 P62	
(融資) (20) 石川県地球温暖化対策支援融資制度 P62	
(融資) (21) 石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度 P63	
(その他) (22) 石川県エコ・リサイクル製品認定制度 P63	
プログラム P52	
(相談) (11) 企業ドック制度 P53	
活用推進ファンド P60	
サービス)に関する相談 P65	
P65	
関する相談 P66	
(融資) (12) 経営革新等支援融資 P54	
(融資) (13) 地域商工業活性化融資 P55	
(融資) (14) 事業転換支援融資 P56	
(融資) (15)、(16) 経営安定支援融資 P57～59	
(融資) (27) 石川県バリアフリー施設整備促進融資制度 P66	

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(1) 建設業サポートデスク

建設業者にとって相談しやすい土木部の相談窓口です。

- 建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に応じます。(総合相談窓口)
- 石川県内の建設関連企業で創出された新技術(工法、材料、製品)を認定し、公共工事へ積極的に活用します。(石川県建設新技術認定・活用制度)

総合相談窓口

●対象となる方

県内建設業者

●支援内容

●建設業の各種相談

- ・建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・元請下請問のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介

●専門家の派遣

- ・石川県建設業アドバイザー(経営コンサルタントなどの専門家)派遣による経営相談(経営診断・経営計画の策定等)
- ・より身近で手軽に専門家と相談できる「経営相談会」の開催 など

●利用方法

- ・P43の「問い合わせ先」までご連絡ください

※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方は、Eメールでの相談も受付けています。

メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp

石川県建設新技術認定・活用制度

●対象となる方

県内の建設関連企業のうち

- (1) 本社または新技術の開発、生産に係る施設が石川県内にある企業
- (2) 共同開発のために設立した団体で(1)に該当する企業が実質的な開発者として参画しているもの

※新技術とは、県内の建設関連企業が新たに開発、改良した土木・建築等の工法、材料、製品等で、石川県の標準積算基準書等に記載されている既存技術と比較して優位性があるものをいう

●支援内容

●申請された新技術を、産学官で構成される石川県建設新技術評価委員会で評価した上で、以下のような支援を行います。

- ・認定された新技術を公共工事で積極的に活用
- ・技術的課題の解決への指導・助言
- ・(財)石川県産業創出支援機構(ISICO)と連携した販路開拓等の助言
- ・試験施工の現場提供
- ・新技術の内容を県のホームページで公開

●募集期間

随時

●利用方法

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ先

○建設業サポートデスク（総合相談窓口）

- | | | |
|-------------|------------------|------------------|
| ・石川県土木部監理課 | TEL：076-225-1712 | FAX：076-225-1714 |
| ・南加賀土木総合事務所 | TEL：0761-21-3333 | FAX：0761-21-7080 |
| ・石川土木総合事務所 | TEL：076-272-1188 | FAX：076-272-1870 |
| ・県央土木総合事務所 | TEL：076-241-8201 | FAX：076-244-0915 |
| ・中能登土木総合事務所 | TEL：0767-52-5100 | FAX：0767-52-5104 |
| ・奥能登土木総合事務所 | TEL：0768-22-0567 | FAX：0768-22-2144 |

○石川県建設新技術認定・活用制度について

- | | | |
|----------------|------------------|------------------|
| 石川県土木部監理課技術管理室 | TEL：076-225-1787 | FAX：076-225-1788 |
|----------------|------------------|------------------|

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(2) 農業参入サポートデスク

農業参入に関するワンストップ相談窓口として、制度や手続き等の説明、各種相談活動を行い、受け入れる市町・集落と企業とのマッチングを行います。

●対象となる方

一般企業（建設企業を含む）

●支援内容

●農業参入の各種相談

農業分野への参入を検討している企業のお手伝いをしています。

〔例〕

- ◎農地を借り入れるための制度や手続き
- ◎企業の受け入れを希望している市町の情報
- ◎ビジネスプランや営農計画の考え方、作り方
- ◎栽培技術の習得などの課題解決に向けた相談を受付

●実施期間

随時

●利用方法

- (1) 下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- (2) 面談による相談を希望の場合は、事前にご連絡ください。

■問い合わせ先

- 農業参入サポートデスク
(石川県農林水産部農業政策課内) TEL : 076-225-1613 FAX : 076-225-1618
- ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL : 0761-23-1707 FAX : 0761-23-1207
- ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL : 076-276-0528 FAX : 076-276-2745
- ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL : 076-204-2100 FAX : 076-268-9014
- ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL : 0767-52-2583 FAX : 0767-52-3151
- ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL : 0768-26-2320 FAX : 0768-26-2331
- 財団法人いしかわ農業人材機構 TEL : 076-225-7621 FAX : 076-225-7622

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(3) たくましい担い手経営育成事業（企業参入型）

農業参入する企業に対し、営農に必要な機械・施設の整備に要する経費を助成します。

●対象となる方

一般企業（建設企業を含む）

●支援内容

●農業参入の各種相談

農業（農業参入計画書に記載された作物の栽培等）参入に必要な機械・施設の整備に要する経費を助成。

〔例〕

生産管理用機械（トラクター、田植機、コンバイン等）、土壌改良・地力増進用機械（トレンチャー、マニユアスプレッダー）、農機具格納庫、簡易ビニールハウス等

●事業実施主体

農業参入の翌年度から起算し、3年以内の企業

●補助率

県：1/3以内、市町：応分の負担

●その他

3年以内に離農または事業を著しく縮小した場合、補助金を返還

●募集期間

随時

●利用方法

- (1) 最寄りの市町、農林総合事務所（P44 参照）にご相談ください。
- (2) また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

■問い合わせ先

○農業参入サポートデスク
（石川県農林水産部農業政策課内）

TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(4) 経営体育成支援事業

就農や規模拡大、経営の多角化など経営改善のために必要な農業機械や共同利用施設への助成を市町が作成する計画（経営体育成支援計画書）で一括して支援します。

●対象となる方

新規就農（※）、認定農業者（※）、参入法人（建設企業を含む）等

※市町による農業経営改善計画の認定を受けた者

●支援内容

●一般型（融資主体型補助）

融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について、最大で取得価格の3/10を上限に補助金を交付。（耐用年数がおおむね5年以上20年以下、中古は2年以上）

助成対象

- (1) 農産物の生産、加工、流通、販売等農業経営の改善に必要な機械や施設
- (2) 農地等の改良、造成又は復旧

●条件不利地域型

条件不利地域において経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要となる共同利用機械等の整備を支援（事業費が50万円以上で、かつ、耐用年数がおおむね5年以上20年以下、中古農業用機械は2年以上）

国：1/2以内（農業用機械は1/3以内）

●募集期間

H24年度の募集は終了しました。（経営体調書の策定支援は、農業参入する市町で随時受け付けます。）

●利用方法

- (1) 最寄りの市町にご相談ください。
- (2) また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

■問い合わせ先

○農業参入サポートデスク
（石川県農林水産部農業政策課内）

TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(5) 農業近代化資金

農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を取扱融資機関（農協・銀行・信用金庫）から、低利で借り受ける農業制度資金です。

●対象となる方

農業へ参入しようとする建設業を含んだ一般企業で、(1) 農業経営開始後決算期を2期終えておらず、(2) 5年以内に認定農業者（※）になる計画を有すること。

※認定農業者：市町による農業経営改善計画の認定を受けた者

●制度資金

●融資機関

農協、銀行、信用金庫 等

●資金使途

営農活動に必要な設備・施設の取得、施設等の改良、長期運転資金 等

●貸付限度額、融資率

1億5千万円、80%

●貸付利率

1.30%（H24.4.1 現在）

●償還期限

原則15年以内（うち据置原則3年以内）

●募集期間

随時

●利用方法

- (1) 最寄りの市町、農林総合事務所（P44 参照）にご相談ください。
- (2) また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じます。

■問い合わせ先

- 最寄りの農協等取扱融資機関
- 石川県農林水産部農業政策課
（団体指導グループ）

TEL：076-225-1615 FAX：076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(6) 経営体育成強化資金

農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を日本政策金融公庫から、低利で借り受ける農業制度資金です。

●対象となる方

農業へ参入しようとする建設業を含んだ一般企業で、(1) 農業経営開始後決算期を2期終えておらず、(2) 5年以内に認定農業者(※)になる計画を有すること。

※認定農業者：市町による農業経営改善計画の認定を受けた者

●制度資金

●融資機関

日本政策金融公庫
農協、信連、銀行、信用金庫等でも取り扱います。

●資金使途

営農活動に必要な設備・施設の取得、施設等の改良、農地の取得、長期運転資金 等

●貸付限度額、融資率

1億5千万円、80%

●貸付利率

1.30% (H24.4.1 現在)

●償還期限

25年以内(うち据置原則3年以内)

●募集期間

随時

●利用方法

- (1) 最寄りの市町、農林総合事務所(P44参照)にご相談ください。
- (2) また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じます。

■問い合わせ先

- 日本政策金融公庫金沢支店
(農林水産事業)
農業食品課(石川県担当)

TEL: 076-263-6472

- 最寄りの農協等取扱融資機関

- 石川県農林水産部農業政策課
(団体指導グループ)

TEL: 076-225-1615 FAX: 076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(7) 農業人材マッチング推進事業

農業者の育成だけでなく多様な人材が農業に参画し、県民全体が応援するという農業が発展する仕組みづくりを推進するため、農業人材に関するワンストップ窓口を設置し、幅広い農業人材の確保・育成に努めます。

●対象となる方

農業者、農業を始めようとする者、農業を支える者、農業を応援する者

●支援内容

- 農業に関して幅広く、誰もが気軽に相談できる総合窓口の設置
 - ◎農業に関するあらゆる相談の受付と初期的なサポート
 - ◎農地等農業に関する各種情報の収集と提供
- 農業に入る側と受け入れる側とのマッチング
 - ◎コーディネーターによる農業人材相互のマッチング
 - ◎就農希望者の就農決意段階から定着までを一貫して相談、指導するチューターによる円滑な営農の定着支援
 - ◎就農希望者の希望・条件にあった農地情報の提供・マッチング
 - ◎耕作放棄地の再生・利用に向けた支援

●実施時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：00～17：45

●利用方法

- (1) ホームページ内の入力フォーム、ファックス、電話による相談予約の上直接ご来所ください。
- (2) E-mailによる相談も受け付けています。

■問い合わせ先

財団法人いしかわ農業人材機構

TEL：076-225-7621

FAX：076-225-7622

URL：<http://www.inz.or.jp/> E-mail：info@inz.or.jp

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(8) いしかわ耕稼塾運営事業

プロ農業者から農業の応援団まで幅広い人材の養成を行う「いしかわ耕稼塾」において、目指す農業のタイプや段階に応じたコースを設置し、意欲にあふれた優秀な本県農業の担い手や理解者を育成します。

●対象となる方

農業者、農業を始めようとする者、農業参入を希望する企業、農業を体験したい者、農業に興味のある者・関連企業

●支援内容

●プロ農業者の育成

- ◎次代を担う若手農業者を優れた企業経営者に育成する「経営革新スキルアップコース」の設置
- ◎企業の経営を支える幹部社員の能力向上を図る「企画管理力向上セミナー」の実施
- ◎6次産業化に必要な流通販売の現状や、契約取引の知識やノウハウについて体系的に学ぶ「6次産業化研修」の実施

●新規就農者の育成

- ◎就農を希望する者や雇用直後の従業員が農業に必要な基礎知識・技術を習得する「予科」「本科」「実践科」の設置
- ◎自立就農を希望し、基礎知識・技術を習得した者がより実践的に、自ら計画を立てて取り組む「専科」の設置

●農業への理解の促進

- ◎一連の農作業の体験を行う「農業学ぼうコース」の実施
- ◎農業について理解を深める「開放セミナー」「駅前アカデミー」等の実施

●募集期間

予科、本科、専科については例年2月頃に募集（予定）、その他の講座等はその都度募集（ホームページに掲載）

●利用方法

ホームページ、E-mail、FAX、電話で下記へお問い合わせください。（月～金曜日）

■問い合わせ先

財団法人いしかわ農業人材機構

TEL : 076-225-7621

FAX : 076-225-7622

URL : <http://www.inz.or.jp/>

E-mail : info@inz.or.jp

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(9) 地産地消サポートデスク

生産者や流通・販売業者からの地産地消に関する各種相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、供給者側と需要者側とのマッチングを行います。

●対象となる方

生産者及び需要者（小売業者や加工業者等）

●支援内容

●地産地消の取り組みに係る相談の総合受付

生産者・需要者・消費者等からの、県産食材に関する相談の総合受付

●生産者と需要者のマッチングの推進

需要者からの相談に対する生産者の紹介や、生産者と需要者が商談する「受注懇談会」の参加案内等によるマッチングの推進

●生産者の出荷情報及び需要者ニーズ等の収集、提供

生産者ごとに供給可能な地域食材を紹介

●実施時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9：00～17：00

●利用方法

下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先

石川県農林水産部生産流通課 地産地消グループ

TEL：076-225-1621

FAX：076-225-1624

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(10) 建設業復業化支援プログラム

新分野進出に取り組む中小建設事業者を対象に、専門家による新分野進出経営計画の策定支援に加え、県の承認を受けた計画に対しては、各種支援を実施します。

●対象となる方

新分野進出に取り組む県内中小建設事業者（建設業の許可が必要）

●支援内容

●新分野進出に取り組む県内中小建設事業者を対象に、新分野進出に係る課題解決に向けた専門家派遣に加え、県の承認を受けた計画に対して、下記の支援を実施

- (1) 初期投資等に対する助成（補助率 1/2、補助上限額 500 万円）
- (2) 県制度融資の金利優遇（▲ 0.3%）
- (3) 入札参加資格審査に係る主観点数の付与
- (4) 販路拡大経費に対する助成（補助率 1/2、補助上限額 150 万円）

※（4）は既に新分野進出経営計画の承認を受けた企業が対象

●募集期間

平成 24 年 5 月 21 日～平成 24 年 6 月 29 日

●利用方法

下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先

支援機関名	電話番号	支援機関名	電話番号
金沢商工会議所	076-263-1161	珠洲商工会議所	0768-82-1115
小松商工会議所	0761-21-3121	白山商工会議所	076-276-3811
七尾商工会議所	0767-54-8888	石川県商工会連合会	076-268-7300
輪島商工会議所	0768-22-7777	石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
加賀商工会議所	0761-73-0001	財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244

石川県商工労働部経営支援課 経営支援グループ

TEL : 076-225-1525 FAX : 076-225-1523

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/index.html>

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(11) 企業ドック制度

企業経営を取り巻く環境が変化中、自社の置かれている経営環境等を正しく認識し、経営内容が健全なうちに、早め早めに、将来に向けた的確な対策や戦略を立案しようとする中小企業に対して、外部専門家の派遣を通じて支援します。

●対象となる方

早め早めに、将来に向けた的確な対策や戦略を立案しようとする中小企業

●支援内容

●課題に応じた専門家（中小企業診断士、経営コンサルタント等）の派遣

- (1) 企業の課題、問題意識等を問診
- (2) 問診に基づく分析（企業の現状、取り巻く外部環境）
- (3) 将来に向けた的確な対策や戦略策定についてのアドバイス

〔例〕

- ・現場改善によるコストの削減
- ・マーケティング戦略の策定
- ・地域資源を活用した商品開発
- ・原価計算・料金体系等の整理

●利用方法

下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先

支援機関名	電話番号	支援機関名	電話番号
金沢商工会議所	076-263-1161	珠洲商工会議所	0768-82-1115
小松商工会議所	0761-21-3121	白山商工会議所	076-276-3811
七尾商工会議所	0767-54-8888	石川県商工会連合会	076-268-7300
輪島商工会議所	0768-22-7777	石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
加賀商工会議所	0761-73-0001	財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244

石川県商工労働部経営支援課 経営支援グループ

TEL : 076-225-1525 FAX : 076-225-1523

E-mail : keikin@pref.ishikawa.lg.jp

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(12) 経営革新等支援融資（経営革新支援分・格差対策分）

知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方に対する低利の融資制度です。

●対象となる方

法律の規定に基づき、経営革新計画を作成し知事又は経済産業大臣の承認を受けた者

●融資条件

- (1) 限度額 2億円（運転資金は5,000万円まで）
- (2) 期間 設備 15年以内（据置 3年以内）
運転 7年以内（据置 1年以内）
- (3) 利率 1.60%以内（付保の場合 1.20%以内）
ただし期間 10年超の場合は変動金利 1.75%以内（付保の場合 1.35%以内）
※金利は平成 24年 4月 1日現在
- (4) 担保 金融機関所定の扱い
- (5) 保証協会の保証 任意（保証料率は 0.60%）

※ 格差対策分については、経営支援課金融グループにお問い合わせください。

●募集期間

通年

●利用方法

経営革新計画の承認書を添えて下記取扱金融機関に融資申込してください。

〔取扱金融機関〕

商工組合中央金庫、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会

■問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ

TEL : 076-225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(13) 地域商工業活性化融資（一般分）

500万円以上の設備投資をする方に対する低利の融資制度です。

●対象となる方

工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新增設や機械設備、店舗設備等の導入を行う方で投資総額 500万円以上の者

●融資条件

- (1) 限度額 5,000万円（特認2億円）
- (2) 期間 15年以内（据置2年以内）
- (3) 利率 1.80%以内（付保の場合1.40%以内）
ただし期間10年超の場合は変動金利1.95%以内（付保の場合1.55%以内）
※金利は平成24年4月1日現在
- (4) 担保 金融機関所定の扱い
- (5) 保証協会の保証 任意（保証料率は0.41～1.43%）
※建設業者が異業種に関する設備投資を行う場合、事業実績が1年以上無い場合は、地域商工業活性化融資は利用できません。（事業転換支援融資で対応します。）

●募集期間

通年

●利用方法

商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関（P54参照）に融資申込してください。

■問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ

TEL：076-225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(14) 事業転換支援融資（一般分・格差対策分）

新たに違う業種に進出する方（事業転換・多角化）に対する低利の融資制度です。

●対象となる方

3年以上同一の事業を行っている方で、

- (1) 中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行う者
- (2) 他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれる者

●融資条件

- (1) 限度額 5,000万円（特認2億円）
- (2) 期間 設備15年以内（据置3年以内）
運転7年以内（据置1年以内）
- (3) 利率 1.60%以内（付保の場合1.20%以内）
ただし期間10年超の場合は変動金利1.75%以内（付保の場合1.35%以内）
※金利は平成24年4月1日現在
- (4) 担保 金融機関所定の扱い
- (5) 保証協会の保証 任意（保証料率は0.41～1.43%）

※格差対策分については、経営支援課金融グループにお問い合わせください。

●募集期間

通年

●利用方法

商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は（財）石川県産業創出支援機構の認定書を添えて取扱金融機関（P54参照）に融資申込してください。

■問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ

TEL：076-225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(15) 経営安定支援融資（一般分、再生支援分、緊急経営安定支援分）

売上高等が減少している方に対する運転資金の低利の融資制度です。

● 融資条件

● 一般分

- | | |
|-------------|--|
| (1) 融資対象 | ①から④のいずれかの要件を充たす者
売上減少率 ①最近3カ月10%以上
②最近6カ月5%以上
③前期事業年度で税引後欠損金
④今期事業年度で税引前欠損金見込 |
| (2) 限度額 | 8,000万円 |
| (3) 期間 | 7年以内（据置2年以内） |
| (4) 利率 | 1.60%以内（付保の場合1.15%以内、セーフティネット保証利用の場合1.10%以内）
※金利は平成24年4月1日現在 |
| (5) 担保 | 金融機関所定の扱い |
| (6) 保証協会の保証 | 任意（保証料率は0.13～1.19% セーフティネット保証②⑤利用の場合0.50%） |

● 再生支援分

- | | |
|-------------|--|
| (1) 融資対象 | 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けている者 |
| (2) 限度額 | 8,000万円 |
| (3) 期間 | 7年以内（据置2年以内） 実情に応じ10年以内（据置2年以内） |
| (4) 利率 | 1.20%以内。ただし期間が7年超の場合変動金利1.40%以内
※金利は平成24年4月1日現在 |
| (5) 担保 | 原則として無担保 |
| (6) 保証協会の保証 | 必須（保証料率は0.33～1.35%） |

● 緊急経営安定支援分（平成 25 年 3 月 31 日まで）

- | | |
|-------------|--|
| (1) 融資対象 | ①から③のいずれかの要件を充たす者
①最近 3 カ月間の平均売上高が前年同期に比して 3%以上減少している者
②売上原価の 20%以上を占める原油・原材料の最近 1 カ月間の仕入価格が前年同期比で 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にある者
③円高の影響により、最近 1 か月の売上高等が前年同月比で 10%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれる者 |
| (2) 限度額 | 8,000 万円 |
| (3) 期間 | 7 年以内（据置 2 年以内） |
| (4) 利率 | 1.30%以内（付保の場合 1.00%以内）
※金利は平成 24 年 4 月 1 日現在 |
| (5) 担保 | 金融機関所定の扱い |
| (6) 保証協会の保証 | 任意（保証料率は 0.13 ～ 1.19%。セーフティネット保証②⑤利用の場合 0.50%） |

● 募集期間

通年

● 利用方法

商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関（P54 参照）に融資申込。ただし、再生支援分については、商工会議所、石川県商工会連合会又は財石川県産業創出支援機構の推薦書を添えて取扱金融機関（P54 参照）に融資申込してください。

■ 問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ

TEL : 076-225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(16) 経営安定支援融資（資金繰り支援分）

保証協会の保証付き融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。

●対象となる方

売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融又は県制度金融以外の金融機関の融資の保証付既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証を利用可能な者（経営安定関連保証に係る市町長の認定書を有している者）

●融資条件

- | | |
|-------------|---|
| (1) 限度額 | 8,000万円（特認2億8千万円） |
| (2) 期間 | 7年以内（据置1年以内）実情に応じ10年以内（据置1年以内） |
| (3) 利率 | 1.85%以内
ただし期間7年超の場合は変動金利1.95%以内（セーフティネット保証⑦⑧利用の場合2.05%以内）
※金利は平成24年4月1日現在 |
| (4) 担保 | 保証協会所定の扱い |
| (5) 保証協会の保証 | 必須（セーフティネット保証①～⑥利用の場合0.80%、SN保証⑦⑧利用の場合0.70%） |

●募集期間

通年

●利用方法

商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関（P54参照）に融資申込してください。

■問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ

TEL：076-225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(17) いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業

産業化資源を活かした新商品・新サービスの開発と販路開拓を支援します。また、農業者と商工業者の連携による新たな商品・サービスの開発、異業種からの農業参入といった農商工連携の取組に対しても支援します。

●対象となる方

- (1) 産業化資源（※）を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者、または中小企業者らによるグループ
 - （※）石川県では、農林水産物、伝統的工芸品、観光資源など215件の地域資源が指定されています。その他、指定されている産業化資源以外でも、一定の要件を満たす石川県特有のノウハウ・技術も対象とすることができます。
- (2) 農業者と商工業者の連携による新たな商品・サービスの開発、または異業種からの農業参入に取り組む企業者

●支援内容

●産業化資源を活用した取り組みに対する支援

- ◎中小企業等による、産業化資源を活用した新商品・新サービスの開発と販路開拓を支援します。
- ◎団体や組合、グループによる事業化に向けての勉強会や、共同しての事業展開も支援します。

●農商工連携事業の支援

- ◎農林水産業者と商工業者との連携による新商品の開発と販路開拓を支援します。
- ◎異業種からの農業参入を支援します。

●募集期間

平成24年4月23日～6月22日

●利用方法

- (1) 石川県産業創出支援機構 HP から申請様式をダウンロードし、応募してください。
- (2) 各支援内容の詳細については、HP をご参照ください。
HP : <http://www.isico.or.jp/isico/fund/shienmenu>

■問い合わせ先

県：石川県商工労働部産業政策課
競争力強化推進グループ

TEL：076-225-1512 FAX：076-225-1514

財団法人石川県産業創出支援機構
(ISICO) 地域振興部

TEL：076-267-5551 FAX：076-268-1322

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(18) 中小企業地域資源活用プログラム

産業化資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業者に対して、補助金・低利融資などにより総合的な支援を行います。

●対象となる方

産業化資源（※）を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者等

（※）石川県では、農林水産物、伝統的工芸品、観光資源など 215 件の産業化資源が指定されています。

●支援内容

●補助金（地域資源活用売れる商品づくり支援事業）

試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

◎期間：5年以内、上限：3,000万円、補助率 2/3 以内

●政府系金融機関による低利融資

設備資金や長期運転資金について低利に融資される制度があります。

●信用保証の特例

保証協会の保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

●その他

この他、「専門家によるアドバイス」、「商談会・アンテナショップ等に対する優先的出展」、「食品流通構造改善促進機構による債務保証」、「中小企業投資育成株式会社の特例」などの支援もあります。

以上の支援を受けるには、「地域産業資源活用事業計画」の認定が必要です。

●募集期間

地域産業資源活用事業計画は、随時認定（年 3 回程度）

●利用方法

(1) 下記のいずれかにご連絡・ご相談ください。

■問い合わせ先

国：独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL：076-223-5855 FAX：076-223-5762
北陸本部 地域資源活用推進課

県：石川県商工労働部産業政策課 TEL：076-225-1512 FAX：076-225-1514
競争力強化推進グループ

財団法人石川県産業創出支援機構 TEL：076-267-5551 FAX：076-268-1322
(ISICO) 地域振興部

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

■問い合わせ先

石川県環境部環境政策課
企画管理グループ
TEL：076-225-1463
FAX：076-225-1466

(19) 石川県環境保全資金融資制度

公害防止施設の整備やリサイクル施設の整備等、環境保全のための施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。

●対象となる方

1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体

●支援内容

●融資対象事業

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 公害防止施設等の整備事業 | (2) 産業廃棄物の処理施設の整備事業 |
| (3) 循環型社会づくりのための施設整備事業 | (4) 地球環境保全のための施設整備事業 |
| (5) ISO14001の導入事業 | |

●融資条件

- | | | | |
|-------------|----------------------------------|-------------|----------------|
| (1) 融資限度額 | 5,000万円（一部の事業、知事が特に必要と認めた場合は1億円） | (3) 償還期間 | 10年以内（据置期間はなし） |
| (2) 融資利率 | 1.60%（H24.4.1現在） | (4) 信用協会の保証 | 取扱金融機関所定の扱い |
| (4) 信用協会の保証 | 取扱金融機関所定の扱い | (5) 担保、保証人 | 取扱金融機関所定の扱い |

●募集期間

随時

●利用方法

- (1) 申請書、必要書類を上記問い合わせ先まで提出してください。
- (2) 県で審査の上、基準に適合すると認めた場合は証明書を交付します。
- (3) 環境保全資金借入申込書に上記証明書を添付し、取扱金融機関（P54参照）へ申込みしてください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

■問い合わせ先

石川県環境部環境政策課
企画管理グループ
TEL：076-225-1463
FAX：076-225-1466

(20) 石川県地球温暖化対策支援融資制度

省エネ設備の導入など中小企業者が取り組む地球温暖化対策に必要な設備投資に対する融資です。

●対象となる方

1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納のない中小企業者及びその団体であり、かつ環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、いしかわ事業者版環境ISO）のうちいずれか一つを取得していること

●支援内容

●融資対象事業

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| (1) 自然エネルギー導入施設の整備 | (2) エネルギー効率化施設の整備 |
| (3) 施設の省エネルギー改修事業 | (4) 屋上・壁面等の緑化事業 |
| (5) その他、地球温暖化防止に貢献する事業（低公害車の導入など） | |

●融資条件

- | | | | |
|------------|---------------|-------------|------------------|
| (1) 融資限度額 | 5,000万円 | (2) 融資利率 | 1.60%（H24.4.1現在） |
| (3) 償還期間 | 10年以内（据置2年以内） | (4) 信用協会の保証 | 取扱金融機関所定の扱い |
| (5) 担保、保証人 | 取扱金融機関所定の扱い | | |

●募集期間

随時

●利用方法

- (1) 申請書、必要書類を上記問い合わせ先まで提出してください。
- (2) 県で審査の上、基準に適合すると認めた場合は証明書を交付します。
- (3) 地球温暖化対策支援資金借入申込書に上記証明書を添付し、取扱金融機関（P54参照）へ申込みしてください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

■問い合わせ先

石川県環境部廃棄物対策課
審査グループ
TEL：076-225-1472
FAX：076-225-1473

(21) 石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度

中小企業者等が産業廃棄物処理施設を整備する場合に必要な資金を取扱金融機関が低利で融資するものです。

●対象となる方

1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びに団体

●支援内容

(1) 融資対象施設

- ①最終処分場 …… 規模に関わらずすべてのものが対象
- ②焼却施設 …… 一定規模以上のもののみ対象

(2) 融資条件

- ①対象施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく知事（金沢市長）の許可を要する施設
- ②過去1年以内に改善命令以上の行政指導を受けていないこと。

(3) 貸付限度額

- ①最終処分場 …… 5億円
- ②焼却施設 …… 1億円

(4) その他、詳細については上記問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

●募集期間

随時

●利用方法

融資を受けようとする方は、申請書に添付書類を添えて、上記問い合わせ先まで提出してください。

(2部提出)

(なお、融資申込については、認定書交付後、直接取扱金融機関（P54参照）へ提出してください。)

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

■問い合わせ先

石川県環境部廃棄物対策課
循環型社会推進グループ
TEL：076-225-1471
FAX：076-225-1473

(22) 石川県エコ・リサイクル製品認定制度

県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で製造された再生品のうち、一定の基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル認定製品」として積極的に利用とPRをしています。

●対象となる方

石川県内で発生する再生資源（廃棄物等）を利用し、県内で製造加工され、販売されているリサイクル製品

●支援内容

- 県が行う工事や事務用品等を発注する際、品質等が新品と同等であれば、認定製品の利用が可能な場合にはこれを優先的に利用します。
- 市町へは、県と同様に認定製品を優先的に利用するように要請しています。

●募集期間

年1回

●利用方法

認定申請をご希望の方は、上記問い合わせ先までご連絡ください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(23) いしかわ里山創成ファンド事業

里山里海の資源を活用した生業（なりわい）の創出や里山里海地域の振興に係る事業を支援します。

●対象となる方

- (A) 農林水産事業者、企業（個人事業者含む）、NPO等
- (B) 里山里海地域に居住する住民が主体となる団体等

●支援内容

●里山里海の資源を活用した生業（なりわい）創出の支援（A）

◎地域に埋もれている農林水産物などの地域資源の発掘から商品試作にいたる里山里海の振興に向けたモデル的な取り組みを支援します。

●住民自ら行う里山資源を活かしたイベント等への支援（B）

◎里山保全に向けた住民意識の向上、合意形成が図られてきた地域において、里山の利用保全活動の更なるステップアップを目指し、住民自らが地域ぐるみで実施するイベント等の開催に対し支援します。

●里山の資源を活用した循環モデルの創出の支援（A）

◎里山里海の生態系保全やネットワークづくり、物質・エネルギー等の循環に関する革新的・創意的な手法の実践による地域振興を促進するため、企画案を公募し、優れた企画をモデル事業として選定、助成します。

●里山里海景観の保全・創出の支援（B）

◎地域住民が建物の色や形態の保全、地域の特徴的な土地利用、植生など集落全体の面的な景観に配慮した景観創出に向けた取り組みを支援します。

●募集期間

平成24年5月10日～6月29日

●利用方法

- (1) 石川県環境部里山創成室 HP から申請様式をダウンロードし、応募してください。
- (2) 各支援内容の詳細については、HP をご参照ください。

HP : <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/fund/index.html>

■問い合わせ先

いしかわ里山づくり推進協議会（石川県環境部里山創成室内）

TEL : 076-225-1469

FAX : 076-225-1479

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

■問い合わせ先

石川県健康福祉部長寿社会課
在宅サービスグループ
TEL：076-225-1417
FAX：076-225-1418

金沢市内で介護サービス事業を実施予定の場合は、
金沢市介護保険課
(TEL：076-220-2264)まで
お問い合わせください。

(24) 介護保険制度の事業者指定 (居宅サービス) に関する相談

介護サービス事業では、多種多様な法人の参入を認めています。介護サービス事業を実施するために必要な介護保険法上必要な各基準についての情報提供と実際に事業を始められる方には事前相談を行います。

●対象となる方

介護サービス事業を実施しようとする建設企業（法人）

●支援内容

●建設企業への情報提供

介護サービス事業のうち営利法人が参入可能な事業を紹介、事業者として指定を受けるために必要な基準の情報提供

●指定申請に関する相談

事業を始めるに当たり、事業者として指定を受けるために必要な基準等について事前相談の実施

◎建物等設備基準、職員配置基準、運営基準

◎事前に電話でご連絡いただければ、担当職員が対応します。

●実施期間

随時

●利用方法

事前に来庁日時を上記問い合わせ先に電話でご連絡願います。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

■問い合わせ先

石川県健康福祉部少子化対策監室
子育て支援担当 保育グループ
TEL：076-225-1421
FAX：076-225-1423

金沢市内で認可外保育施設を設置予定の場合は、
金沢市こども福祉課
(TEL：076-220-2299)まで
お問い合わせください。

(25) 認可外保育施設の開設に関する相談

認可外保育施設を開設する際の設置基準や、設置届出の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

●対象となる方

保育を目的とする施設を開設しようとする企業（NPO 法人、個人等を含む）

●支援内容

●開設希望者への情報提供

認可外保育施設を開設するにあたっての情報提供

●開設に向けての相談

認可外保育施設を開設する際の留意事項や必要な基準等について事前相談の実施

◎保育室等の構造設備及び面積基準、保育に従事する者の数及び資格、保育内容等

◎事前に電話でご連絡いただければ、担当職員が対応します。

●実施期間

随時

●利用方法

上記問い合わせ先までお電話ください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

■問い合わせ先

石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ
TEL：076-225-1426
FAX：076-225-1429

金沢市内で障害福祉サービス事業所を開設予定の場合は、
金沢市障害福祉課
(TEL：076-220-2291)まで
お問い合わせください。

(26) 障害福祉サービス事業所の開設に関する相談

障害者に対する介護や就労の場を提供する障害福祉サービス事業を実施する際の職員配置基準や、指定申請の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

●対象となる方

障害福祉サービス事業の指定申請希望者

●支援内容

●情報提供

障害福祉サービスの種類、内容や、事業者として指定を受けるために必要な基準の情報提供

●指定申請に関する相談

事業を始めるにあたり、事業者として指定を受けるための手続きや必要書類の相談

○施設設備の基準、職員配置基準、運営基準を確認できる書類

○事前に電話でご連絡いただければ、担当職員が対応します。

●施設・設備整備に関する相談

事業を始めるにあたり、事業所の整備に関する助成の相談

●実施期間

随時

●利用方法

上記問い合わせ先までお電話ください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

■問い合わせ先

石川県健康福祉部厚生政策課
地域福祉グループ
TEL：076-225-1419
FAX：076-225-1409
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-yuusi.html>

(27) 石川県バリアフリー施設整備促進融資制度

公益的施設のバリアフリー化を推進するため、民間事業者がバリアフリー条例に基づいて施設の整備を行う場合、整備に必要な資金を融資します。

●対象となる方

県内の民間事業者が公益的施設について、整備基準を遵守し又は整備基準に適合させるために行う新築等及び改修整備事業

●支援内容

融資対象（公益的施設の整備を行う民間事業者）		融資限度	融資利率	融資期間
新築等	整備基準を遵守して行う整備（増改築などを含みます）	3,000万円 <small>（ただし、工事費の20%以内）</small>	年1.0% <small>（平成24年4月現在）</small>	10年以内 <small>（うち据置3年以内）</small>
改修	整備基準に適合させるために一体的に行う整備（スロープ・昇降機・車いす対応トイレの設置など）	1,000万円		

●募集期間

随時

●利用方法

- 申請書等に必要事項を記入し、上記問い合わせ先へ郵送もしくは持参により提出ください。
- 整備基準の適合などについて県の認定を受けた後、取扱金融機関（P54参照）へ借り入れの申込を行い、融資審査を経ることが必要です。
- 県への認定申請は工事着手前に行う必要があります。

第4章

元請業者と下請業者の適正な契約に関する留意事項

1 トラブル回避のポイント

元請業者と下請業者の請負契約は、建設業法等関係法令に従い、次の点に注意し、トラブルを回避しましょう。

建設工事の請負契約の内容

■建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。（建設業法第19条 第1項）

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④前金払または出来高払の時期及び方法
- ⑤当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥天災その他の不可抗力による工期の変更または損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容

及び方法に関する定め

- ⑩注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭契約に関する紛争の解決方法

産廃処理費や建退共証紙の費用負担も明記しましょう



契約は必要事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして、相互に交付。

注文書、請書の場合

■当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的取引については注文書及び請書の交換による場合(通達)

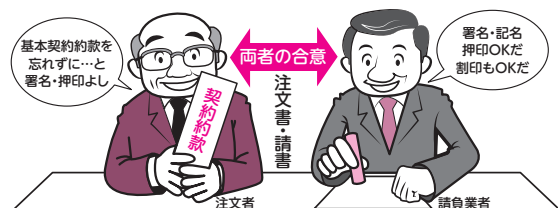
- ①基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、上記①～⑭（法第19条第1項各号）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- ②注文書及び請書には、上記①～③（法第19条第1項第1号から第3号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ③注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- ④注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

■注文書及び請書の交換のみによる場合(通達)

- ①注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
- ②基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、上記①～⑭（法第19条第1項各号）

に掲げる事項を記載してください。

- ③注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- ④注文書及び請書の個別記載欄には、上記①～③（法第19条第1項第1号から第3号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ⑤注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- ⑥注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。



注文書にも請書にも、基本契約約款を添付。

不当に低い請負代金の禁止

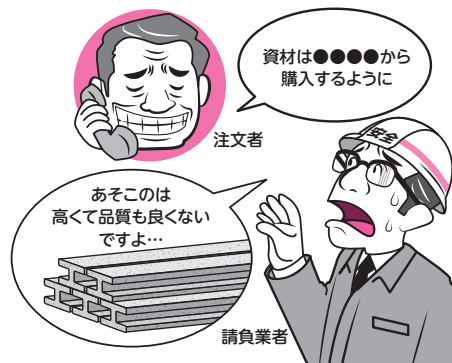
- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはいけません。（法第19条の3）



請負業者の保護と建設工事的確な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止。

不当な使用資材等の購入強制の禁止

- 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負業者に購入させて、その利益を害してはいけません。（法第19条の4）



注文者が資材や機械器具、またその購入先を強制的に指定することは禁止。

下請業者の意見の聴取

- 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請業者の意見を聞かなければなりません。（法第24条の2）



元請業者は、工程や作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請業者の意見を聞くこと。

下請代金の支払

- 下請契約における元請業者は、出来形払又は完成払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請契約における下請業者に、当該支払を受けた日から1ヵ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。（法第24条の3第1項）



元請業者は、注文者からの支払後1ヵ月以内に下請業者に下請代金を全額支払うこと。

検査及び引渡し

- 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。（法第24条の4第1項）
- 元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りではありません。（法第24条の4第2項）



元請業者は、建設工事の完成通知を受けて20日以内に検査を完了し、下請業者から申し出があれば、直ちに引渡しを受けること。ただし、特約がある場合は20日以内で。

特定建設業者の下請代金の支払期日等

- 特定建設業者である注文者は、受注者（特定建設業者及び資本金額が4,000万円以上の法人は除く。）に対し、引渡しの申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。（法第24条の5第1項）
- 特定建設業者である注文者は、受注者（特定建設業者及び資本金額4,000万円以上の法人は除く。）に対し、下請代金の支払につき、その支払期日までに一般の金融機関の割引きを受けることが困難な手形を交付してはなりません。（法第24条の5第3項）
- 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くしなければなりません。（通達）
- 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。（通達）
- 下請代金の支払に係る手形の手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としなければなりません。（通達）



特定建設業者は、下請業者からの引渡申出日から50日以内に下請業者に下請代金を全額支払うこと。

2 当事者間で解決ができなくなった場合

当事者双方での話し合いによる解決が原則ですが、それで解決できない場合は、裁判の民事調停及び民事訴訟等を検討することになります。

なお、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省及び各都道府県に「建設工事紛争審査会」が設置されています。

建設工事紛争審査会

◎ 審査会の目的

発注者(元請業者)が請負代金を支払ってくれないなど、建設工事の請負契約に関する紛争について、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき設置された公的機関です。

◎ 紛争解決の方法

審査会の委員が、当事者双方の主張を聴き、原則として当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図ります。

◎ 審査会の委員

建設工事に関する技術や法律・商習慣等の専門家として、弁護士、一級建築士などが委員となっており、公正・中立な立場に立って紛争の解決にあたります。

◎ 手続の種類

「あっせん」「調停」及び「仲裁」の3種類があり、いずれの手続も原則非公開で行われます。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	原則1名	3名	3名
審理回数	1～2回程度	3～5回程度	必要な回数
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行決定を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
その他	_____		仲裁合意が必要

◎ 問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ 電話:076-225-1712 FAX:225-1714

第5章

各種連絡先

【各種連絡先】

区 分	機 関 名	電 話 番 号
建 設 業 サポ-トデスク	石川県土木部監理課	076-225-1712
	石川県南加賀土木総合事務所	0761-21-3333
	石川県石川土木総合事務所	076-272-1188
	石川県県央土木総合事務所	076-241-8201
	石川県中能登土木総合事務所	0767-52-5100
	石川県奥能登土木総合事務所	0768-22-0567
建 設 業 関 連	石川県土木部監理課技術管理室	076-225-1787
	国土交通省北陸地方整備局	025-370-6571
	一般財団法人建設業振興基金	03-5473-4572
	社団法人石川県建設業協会	076-242-1161
経 営 相 談 等	石川県商工労働部経営支援課	076-225-1525
	財団法人石川県産業創出支援機構（I S I C O）	076-267-1001
	独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸支部	076-223-5761
	金沢商工会議所	076-263-1161
	小松商工会議所	0761-21-3121
	七尾商工会議所	0767-54-8888
	輪島商工会議所	0768-22-7777
	加賀商工会議所	0761-73-0001
	珠洲商工会議所	0768-82-1115
	白山商工会議所	076-276-3811
	石川県商工会連合会	076-268-7300
	石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
介 護 ・ 福 祉 関 連	石川県健康福祉部厚生政策課	076-225-1411
	石川県健康福祉部長寿社会課	076-225-1417
	石川県健康福祉部少子化対策監室	076-225-1421
	石川県健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1428
環 境 ・ リ サ イ ク ル 等 関 連	石川県環境部環境政策課	076-225-1463
	石川県環境部廃棄物対策課	076-225-1472
	石川県環境部里山創成室	076-225-1469
農 業 関 係	石川県農林水産部農業政策課農業人材政策室	076-225-1613
	石川県農林水産部生産流通課	076-225-1621
	財団法人いしかわ農業人材機構	076-225-7621
雇 用 関 係	石川労働局	076-265-4421
	ポリテクセンター石川	076-267-0801

【お役立ち URL】

行政機関

石川県ホームページ	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/
石川県土木部監理課 建設業サポートデスク (建設新技術認定・活用制度)	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/supportdesk/
	kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp ※ご相談はEメールでも受け付けています。
	http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/
国土交通省北陸地方整備局	http://www.hrr.mlit.go.jp/
石川労働局	http://ishikawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ ※労働に関する各種制度・助成金等を紹介しています。

各種団体

一般財団法人建設業振興基金 (ヨイクンセツ ドットコム)	http://www.yoi-kensetsu.com/ ※建設業新分野進出事例や、建設業支援情報など、中小建設企業に役立つ情報を紹介しています。
社団法人石川県 建設業協会	http://www.ishikenkyo.or.jp/ ※建設業者向けのセミナーや各種手続きなど、さまざまな情報を紹介しています。
財団法人石川県産業 創出支援機構 (ISICO)	http://www.isico.or.jp/ ※中小企業産業振興のための総合的な支援を行っており、相談や支援制度に関する情報を紹介しています。
独立行政法人中小企業 基盤整備機構北陸支部	http://www.smrj.go.jp/hokuriku/
金沢商工会議所	http://www.kanazawa-cci.or.jp/
小松商工会議所	http://www.komatcci.or.jp/
七尾商工会議所	http://www.nanao-cci.or.jp/
輪島商工会議所	http://www.wajimacci.or.jp/
加賀商工会議所	http://www.kagaworld.or.jp/
珠洲商工会議所	http://www.suzu.co.jp/
白山商工会議所	http://www.hakusancci.or.jp/
石川県商工会連合会	http://shoko.or.jp/
石川県中小企業 団体中央会	http://www.icnet.or.jp/
財団法人いしかわ 農業人材機構	http://www.inz.or.jp/ ※農業を始める方向への知識や支援制度などを紹介しています。

建設業サポートブック

発行 平成 24 年 6 月
発行者 石川県土木部
編集 石川県土木部監理課
〒 920-8580
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
TEL.076-225-1712
FAX.076-225-1714

